

第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

前橋市

は じ め に



このたび、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画により、次世代を担うこどもたちが健やかに成長できる社会の実現に向けた子育て支援政策や事業の方針を示すとともに、支援の輪を地域全体に広げながら、子育て世帯を切れ目なくしっかりとサポートするための体制や環境整備を進めてまいります。

これまでの第二期計画においては、「幼児教育・保育の質と量の確保」、「地域子ども・子育て支援事業の充実」などを重点事項として掲げ、関係する地域の皆様と力を合わせながら、待機児童ゼロの達成、一時預かりや延長保育の拡充、放課後児童クラブの増設など、子育て支援に関する環境整備に努めてまいりました。また、各種健康診査や子育て相談、こどもの発達支援、ひとり親家庭の自立支援など、誰もが子育てしやすい社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。

第三期計画では、これまでの取組を継続・発展させていくことと併せ、医療的ケア児へのサポートの拡充、発達支援やヤングケアラー・貧困対策など、新たな課題やニーズに対応した施策の実施にも注力してまいりたいと考えております。また、教育や保育の現場で直面している様々な課題を認識し、的確に解決していけるよう、教育・保育・福祉の分野を超えた連携を深め、地域社会全体で子育てをしていくための体制整備に努めてまいります。

次世代の主演であるこどもたちや子育て世帯の皆さんはもちろん、市民一人ひとりが希望を持ち、笑顔で毎日を過ごせるような「こどもの未来が輝く前橋」の実現に向け、関係皆様には引き続きご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び前橋市地域若者会議の皆様、並びにご協力を賜りました市民の皆様に心から敬意と感謝を申し上げ、ごあいさついたします。

令和7年3月

前橋市長

小川 あきら

目次

第1章 計画の概要	1
1 子ども・子育て支援の意義	1
2 こどもの育ち、子育てをめぐる環境	2
3 計画策定の趣旨	3
4 計画策定の法的根拠と全体像	4
(1) 子ども・子育て支援制度の概要	4
(2) 子ども・子育て支援制度における各種事業の全体像	5
(3) 幼児教育・保育の無償化	5
5 計画の対象	6
6 計画の期間と調和	6
7 計画の今後	6
8 本計画の位置づけ	7
9 こども・若者等の意見反映	8
第2章 こども・子育てをめぐる本市の現状	9
1 統計からみた本市の現状	9
(1) 人口の推移	9
(2) 出生の動向	10
(3) 婚姻の動向	11
(4) 女性の就業状況	12
(5) 人口推計	13
2 子育て支援サービスなどの現状	14
(1) 保育所（園）などの状況	14
(2) 子育て支援サービスの状況	18
(3) 幼稚園の状況	20
(4) 小学校・中学校の状況	21
(5) 障害児通所施設の状況	22
(6) 児童虐待などの状況	22
3 ニーズ調査結果からわかる現状	23
(1) こどもの育ちをめぐる環境	24
(2) 保護者の就労の状況	25
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向	26
(4) 地域の子育て支援事業の利用状況	27
(5) 病児・病後児保育、一時預かりの利用意向	28
(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方	29
(7) 育児休業を取得していない理由	30
(8) 子育ての辛さを解消するために必要なこと	31

(9) 家事・育児、仕事時間などの優先度.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 計画の基本理念.....	33
2 計画における前橋市の視点.....	34
3 計画の基本目標	35
4 教育・保育提供区域の設定.....	36
5 計画の体系	37
6 第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	38
(1) 教育・保育施設の状況.....	38
(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況.....	38
第4章 計画の推進方策.....	40
基本目標 1 幼児期の教育・保育及び地域における妊産期から始まる子育て支援	40
1 教育・保育施設の充実.....	40
(1) 幼稚園・認定こども園（1号認定※及び2号相当※、3～5歳児）	40
(2) 保育所（園）・認定こども園など（2号認定、3～5歳児）	43
(3) 保育所（園）・認定こども園など（3号認定※、0～2歳児）	46
2 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	50
(1) 利用者支援事業.....	50
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	50
(3) 妊婦健康診査.....	51
(4) 乳児家庭全戸訪問事業.....	51
(5)-1 養育支援訪問事業.....	52
(5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.....	52
(6) 子育て短期支援事業.....	52
(7) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	53
(8) 一時預かり事業.....	53
(9) 延長保育事業.....	55
(10) 病児・病後児保育事業.....	55
(11) 放課後児童健全育成事業.....	56
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	58
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	58
(14) 子育て世帯訪問支援事業.....	58
(15) 児童育成支援拠点事業.....	59
(16) 親子関係形成支援事業.....	59
(17) 妊婦等包括相談支援事業.....	59
(18) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	60
(19) 産後ケア事業.....	60
3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進.....	61

4 妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援、医療の充実	64
5 こどもの発達支援	68
基本目標 2 専門的な知識や技術を要する支援	70
1 児童虐待防止対策の推進	70
(1) 関係機関との連携と相談体制の強化	70
(2) 発生予防、早期発見、早期対応	70
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	72
3 障害児施策の充実等	74
基本目標 3 職業生活と家庭生活との両立の推進	76
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進	76
第5章 計画の推進体制と進捗管理	77
1 計画の推進体制	77
2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	77
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	77
(2) 教育・保育、地域のこども・子育て支援事業の役割と必要性	77
(3) 保育所（園）、認定こども園及び幼稚園と小学校等との連携方策	78
(4) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について	79
3 必要な事業の推進・計画の点検・評価や見直し	82
4 進捗状況の管理・点検の方法	82
資料編	83
■ 前橋市子ども・子育て会議	83
■ こどものまち前橋若者会議	84
1 第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯	85
2 前橋市社会福祉審議会条例（本則）	86
3 前橋市社会福祉審議会条例施行規則	88
4 前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿	89
5 こどものまち前橋若者会議設置要綱	90
6 こどものまち前橋若者会議 委員名簿	91

第1章 計画の概要

1 子ども・子育て支援の意義

■人口減少社会の到来

我が国は、2005（平成17）年に、人口動態の統計をとり始めた1899（明治32）年以来、初めて出生率が死亡率を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会に入りました。

その後も少子化は続き、人口減少は加速度的に進行しています。その影響は、経済・産業や社会保障上の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤を脅かす問題に至ると懸念されています。

■子ども・子育て支援の意義

こどもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。それにもかかわらず、こどもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しさを増し、結婚や出産に希望を持ちながら、その実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいます。

こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者等の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。また、親自身、周囲から様々な支援を受けながら実際に子育てを経験することで、親として成長していきます。地域関係の希薄化が進む中で、こうしたいわゆる「親育ち」の過程も社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要です。そうした取組を通じ、家庭を築き、こどもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、全てのこどもが健やかに成長できる社会を実現していかなければなりません。

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 こどもの育ち、子育てをめぐる環境

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難である一方、情報社会の進展により、インターネットを通じての育児情報の収集や親同士のコミュニティ構築など、子育て支援をめぐる環境は変化しています。現在の親世代は、乳幼児と触れ合う機会が乏しいまま親になる人も多く、溢れる情報と現実との狭間で、不安を感じながら子育てをしている人も少なくありません。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境は厳しく、近年続く物価上昇等もあって、経済的な余裕を感じる事が困難な状況の中、子育てに対する経済的な支援を求める声も高まっています。

長時間労働は全体的には減少傾向にあるものの、共働き家庭の割合は増え続けています。父親の子育てへの参画に関する意識は年々高まり、育児休業の取得率も徐々に上昇していますが、子育て期の父親の労働時間は、諸外国に比べ、依然として長い傾向にあります。他方で、夫の家事・育児時間が長いほど、第二子以降の出生割合が高い傾向がみられており、働き方の多様化や職場の理解促進等による子育て世帯の良好なワーク・ライフ・バランスの実現も望まれています。

社会や経済環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感は高まっています。こうした状況の中で、こどもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の相談件数も増加しています。

更に少子化により、こどもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、こどもの育ちをめぐる環境も変容しています。

3 計画策定の趣旨

こどもが安心して育まれるとともに、保護者がこどもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、行政や地域社会をはじめとした社会全体で、こどもの健やかな育ちと子育てを支援する必要があります。

国は、平成24年8月に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正を含めた認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）を制定し、平成27年4月から子ども・子育て支援のための新たな制度をスタートさせました。また、令和5年4月には、こども施策を包括的に推進するため、こども家庭庁を発足させ、こども施策を社会全体で総合的に推進していくためのこども基本法（令和4年法律第77号）を制定しました。

本市では、平成17年3月に「次世代育成支援行動計画（前期）」、平成22年3月に同計画の後期計画を策定し「子どもたちの幸せをみんなの幸せにするために」を基本理念として、全てのこどもが安心して生まれ育ち、親が安心と誇りを持って子育てできる環境を、地域社会と一体となり整備してきました。

法第61条の規定では、より質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。）を定めることとされ、平成27年度から令和元年度までの「第一期前橋市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度から令和6年度までの「第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

今回策定する「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」は、第二期に位置づけた施策や事業の課題や評価を引き継ぎつつ、より現在の本市の地域の実情に合わせた子育て環境の整備方針を、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として定めるものです。

4 計画策定の法的根拠と全体像

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（改正児童福祉法を含む。）

（1）子ども・子育て支援制度の概要

■ 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

- ・ 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園[※]」制度をより効果的に活用できるよう、認可・指導監督を一本化し、施設を設置するための手続きを簡素化すること等により、認定こども園制度をより使いやすい形で広めていきます。

※ 認定こども園の種類は、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4種類

■ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・ 地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）により保育の量的拡大を図ります。
- ・ 幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図り、教育・保育の質的改善を図ります。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

- ・ 全ての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、地域子育て支援拠点事業はもとより、保育所や認定こども園が実施する子育て支援事業や本市が実施する利用者支援事業を通じて、地域の実情に応じた質の高い子ども・子育て支援事業を展開します。

(2) 子ども・子育て支援制度における各種事業の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
■施設型給付 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ■地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 ■児童手当 ■妊婦のための支援給付	① 利用者支援事業 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦健康診査 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑤-1 養育支援訪問事業 ⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑥ 子育て短期支援事業 ⑦ ファミリー・サポート・センター事業 ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 延長保育事業 ⑩ 病児保育事業 ⑪ 放課後児童健全育成事業 ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑭ 子育て世帯訪問支援事業 ⑮ 児童育成支援拠点事業 ⑯ 親子関係形成支援事業 ⑰ 妊婦等包括相談支援事業 ⑱ 乳児等通園支援事業 ⑲ 産後ケア事業

(3) 幼児教育・保育の無償化

■ 幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料の仕組み

- ・認定区分や保護者の所得に応じて、保育料が決まる仕組みとなっており、保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めています。
- ・保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）に基づいて算出します。
- ・多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。
- ・令和元年10月1日から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもの利用料が無償です。
- ・0歳から2歳までのこどもは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償です。

■ 幼稚園型一時預かり事業を利用することも※

- ・幼稚園の利用に加え、預かり保育を利用した場合、最大月額1.13万円又は1.63万円までの範囲で利用料が無償化されます。

■ 認可外保育施設等を利用することも※

- ・3歳から5歳までのこどもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
- ・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象です。

※ 無償化対象児童となるためには、市町村から別途、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

5 計画の対象

障害、疾病、虐待、貧困その他家族の状況により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て家庭を対象とします。

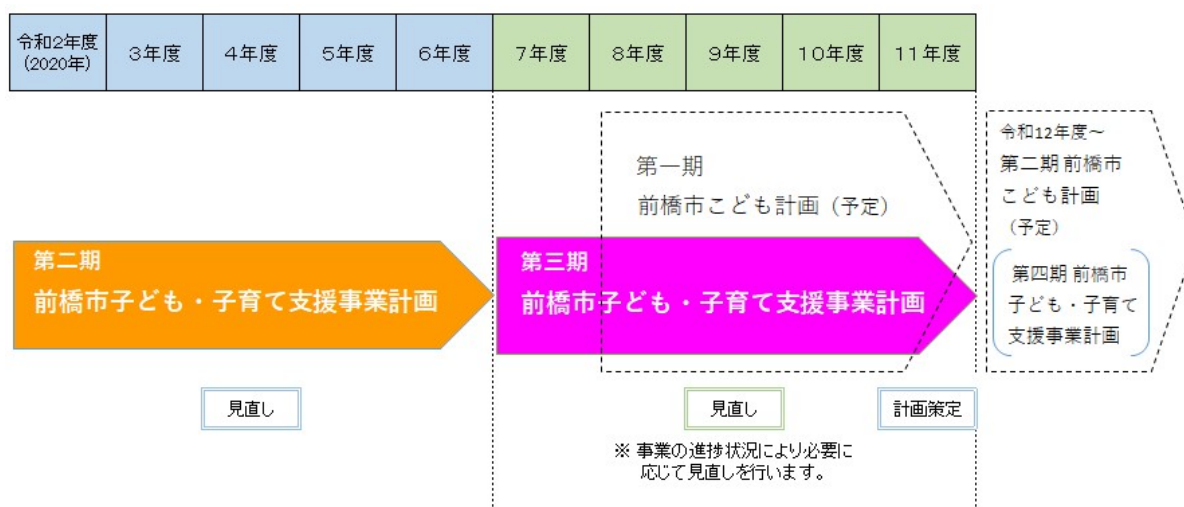
6 計画の期間と調和

第三期事業計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。なお、本計画は、令和6年度までの第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画に位置付けた施策や事業の課題や評価を反映し、引き継ぐものとします。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく行動計画と一体のものとして策定しています。

7 計画の今後

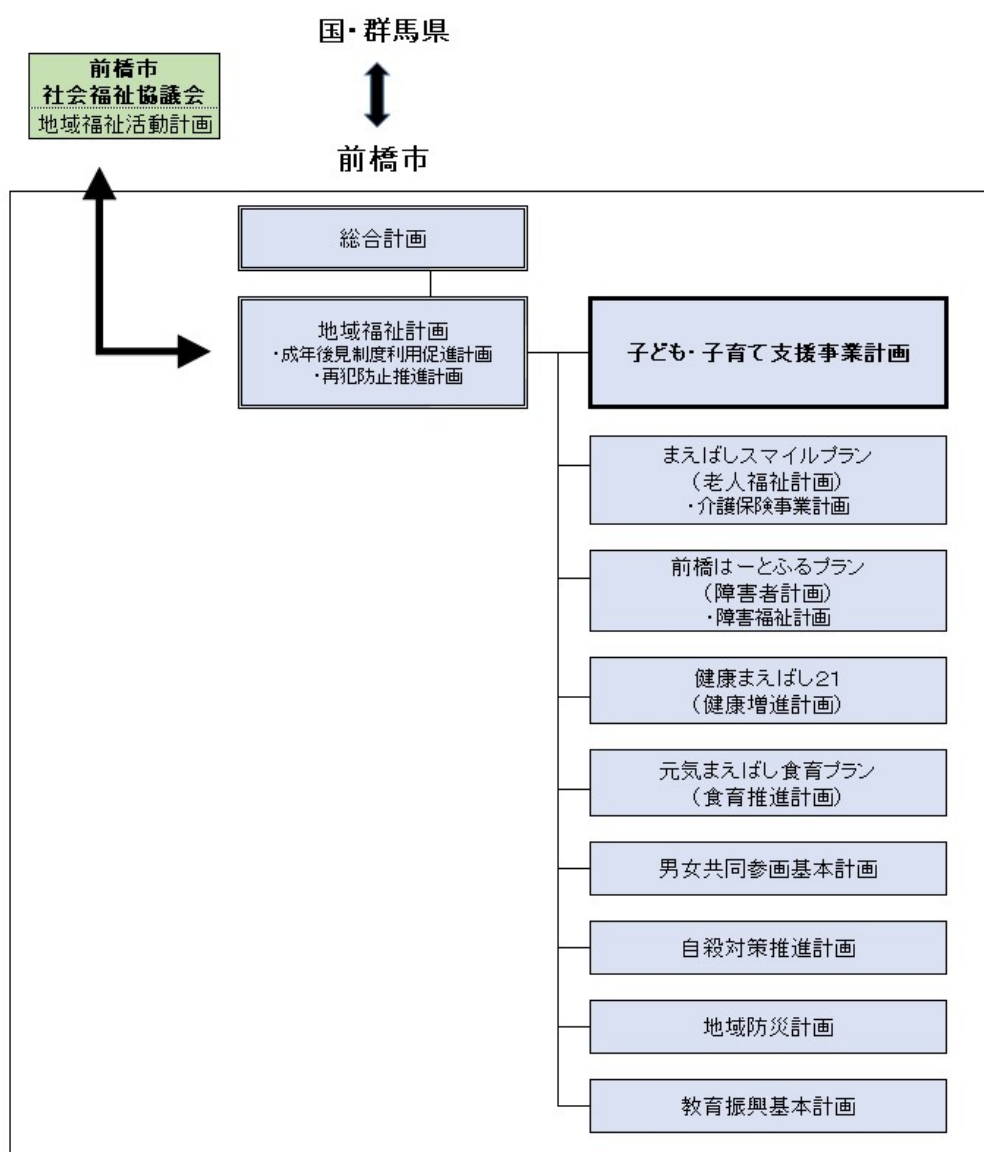
現在、子ども基本法第10条第2項及び第5項の規定に基づき、子ども施策を総合的に推進するため、第一期前橋市子ども計画（令和8年度から11年度までの4か年計画）の策定を検討しています。子ども計画は、本計画を含め、他の子ども施策に関する計画と一体のものとして策定することができるものと定められており、第一期前橋市子ども計画の策定時には、本計画をその一部として位置付け、一体の計画とする予定です。また、令和12年度から始まる第四期前橋市子ども・子育て支援事業計画についても、第二期前橋市子ども計画と一体の計画として整備する予定です。



8 本計画の位置づけ

本計画の上位計画として、本市のまちづくりの基本理念や将来都市像、また、政策の方向性や具体的施策等を示す「前橋市総合計画」や、地域住民と福祉・市民団体、行政が一体となり、地域福祉を推進するための福祉分野の総合的な計画である「地域福祉計画」が存在します。

本計画は、これら上位計画の方針を踏まえ、国、県などの関連計画の中で、本市の子ども・子育て支援施策を推進するための部門別計画として位置づけます。



9 こども・若者等の意見反映

こども基本法第11条では、国や地方公共団体がこども施策を策定等する場合、こどもや保護者等の意見を聴き、反映する措置を講じることを規定しています。このことを受け、本市では、本計画の策定に当たり、令和6年度に次の取組を実施しました。

- ・こどもまんなかアクションリレーシンポジウムin前橋

子ども・子育てを、子育て世代に限らず、地域経済、地域全体の社会保障に関わる課題として捉えるとともに、こどもの権利を尊重し、本計画やこども計画をもとに広範な取組を推進していくため、こどもの未来が輝く前橋の実現に向けた、行政、経済界、子育て関係者を含む地域全体での機運を高めることを目的に開催（基調講演：こども政策担当大臣、パネルディスカッション：前橋市長、前橋市商工会議所会頭、大学生ほか）

- ・小中学生向け「みんなで考えよう！こどもの権利」

- ・高校生向け「みんなで話そう！こどもの権利」

こどもの意見表明はこどもが持つ権利であることについて、こどもをはじめ社会全体に周知し、こどもからの意見聴取の取組の実効性を高め、こどもが主体のまちづくりを推進していくことを目的に年齢を区分して開催（意見聴取ワークショップとして各1回開催）

- ・こどものまち前橋若者会議

こども施策の推進に当たり、こどもや若者の視点を尊重し、意見を聴き対話しながら、ともに進めていくことを目的として設置（本計画やこども計画の策定に向けた意見聴取を行った他、小中高校生向けワークショップの運営に参加）

- ・タウンミーティング

市民や保育関係者などの意向やニーズを把握し、市民目線で市政運営に取り組むことを目的にタウンミーティングを開催。

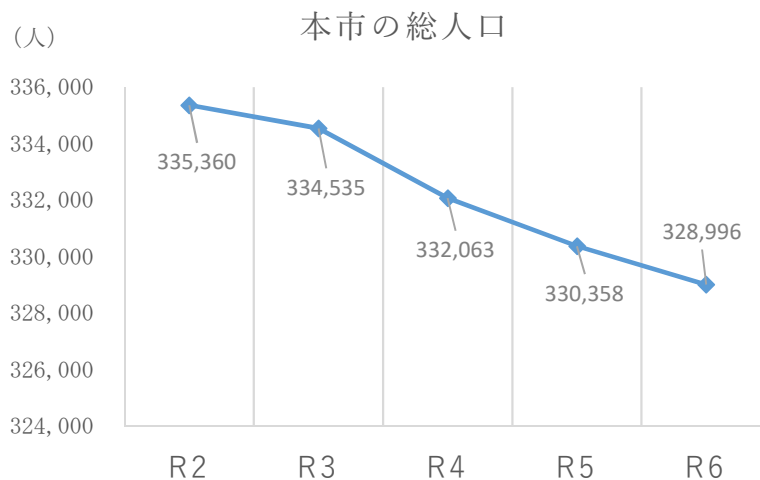
「みんなで考える！前橋のこども・子育て」「みんなで考えよう！こどもの主体性」「社会で支え合う子育て」など、こども・子育てに関連するテーマについて、合計9回開催。

第2章 こども・子育てをめぐる本市の現状

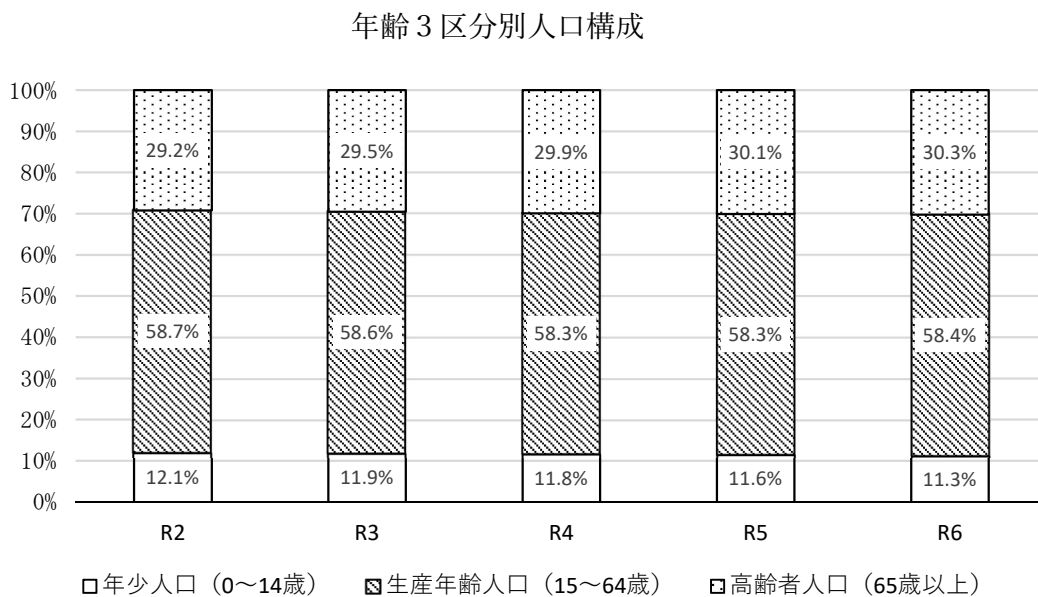
1 統計からみた本市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和6年3月31日現在、328,996人となり、減少傾向で推移しています。また、年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）は、令和6年3月時点で37,159人（総人口の11.3%）となっており、令和2年と比べ3,334人減少しています。



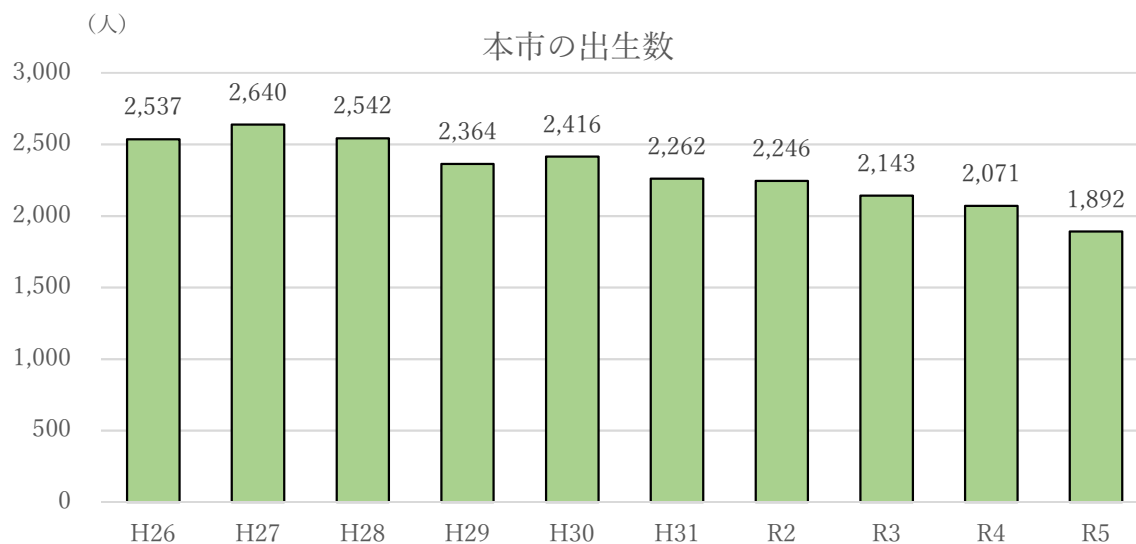
資料：前橋市住民基本台帳（各年3月末日現在。外国人含む）



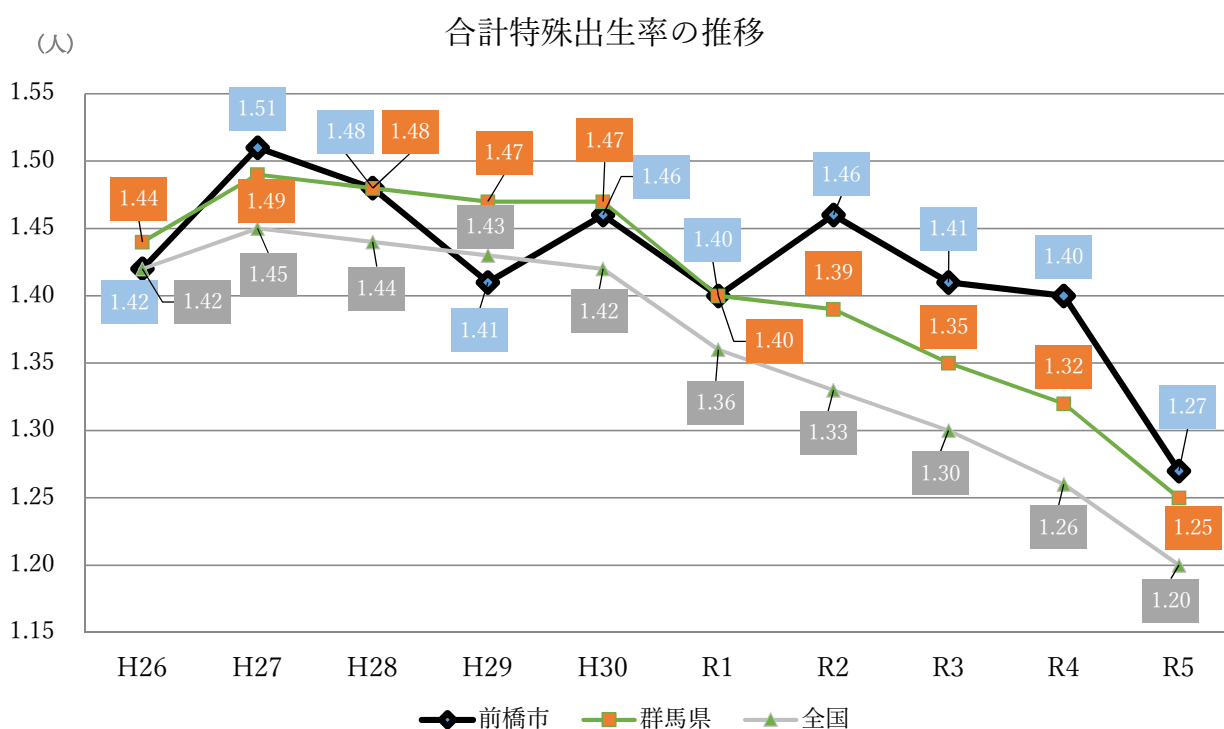
資料：前橋市住民基本台帳（各年3月末日現在。外国人含む）

(2) 出生の動向

本市の出生数は、減少傾向での推移が続いています。また、合計特殊出生率※は、令和2年から全国と群馬県の平均を上回る状況となりましたが、その後、全国や群馬県の平均値と同様に減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

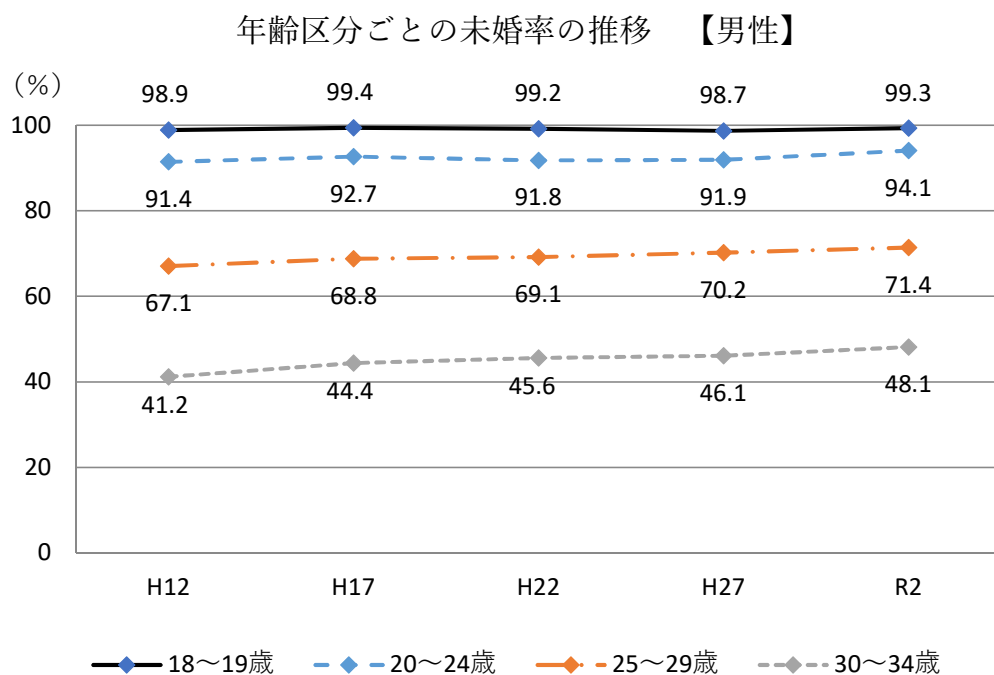
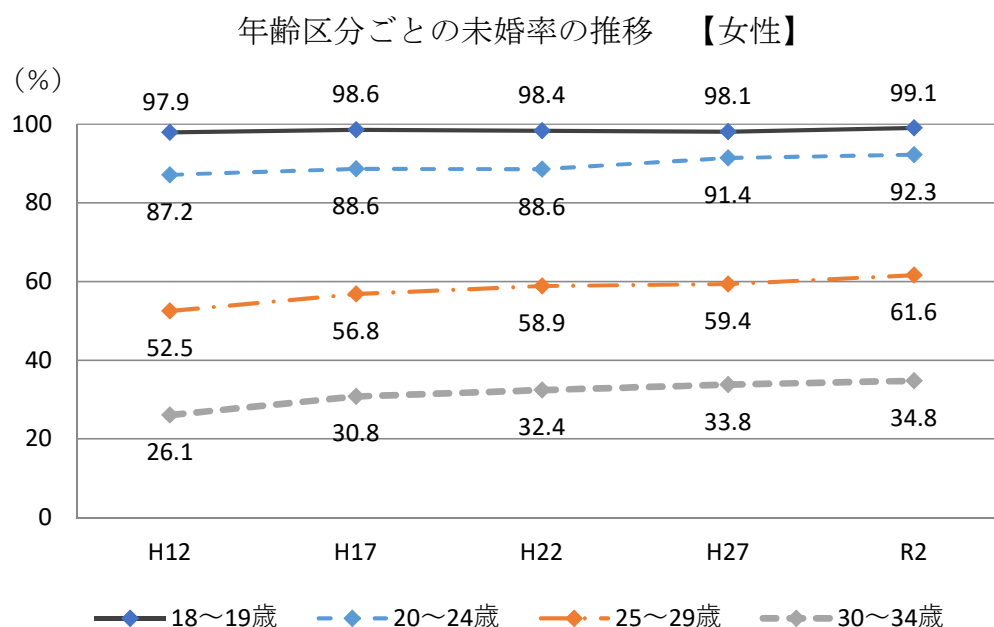


資料：群馬県の人口動態調査

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産むこどもの数を示すとされる。

(3) 婚姻の動向

本市の女性及び男性の未婚率は、平成12年から令和2年にかけて、ともに上昇傾向にあります。30～34歳の女性をみると、平成12年の26.1%から8.7ポイント上昇し、同年齢層の男性では、平成12年の41.2%から6.9ポイント上昇しています。



資料：国勢調査

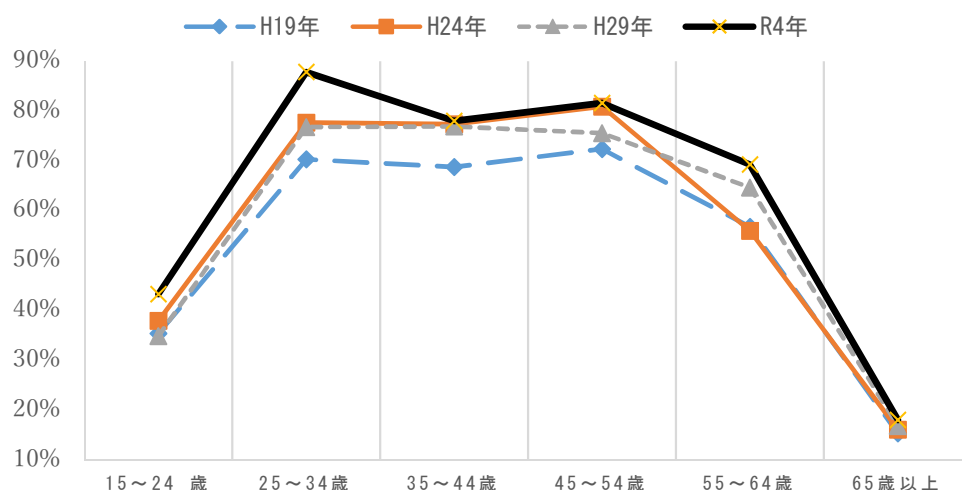
(4) 女性の就業状況

一般的に、女性は出産や育児を機に一旦離職し、育児などが終わってから働き出す傾向にあるため、有業率の年齢別で見た場合に「M字カーブ」を描くと言われています。

本市の女性の就業状況をみると子育て期の下がり方は緩やかで、平成29年においてはM字カーブはほぼ解消されていることが読み取れます。令和4年の25～34歳の有業率が伸びているため、M字カーブに近い形を描いてはいますが、有業率はどの年代区分においても平成29年の数値を上回っています。

本市では女性の有業率はもとより、正規雇用率の向上を図るため、まえばし女性活躍推進計画(前橋市産業振興ビジョン)に基づき、ジョブセンターまえばしの活用やハローワーク等の各団体との連携により、女性が意欲と能力に応じた活躍ができるような支援を目指します。

本市の女性の有業率

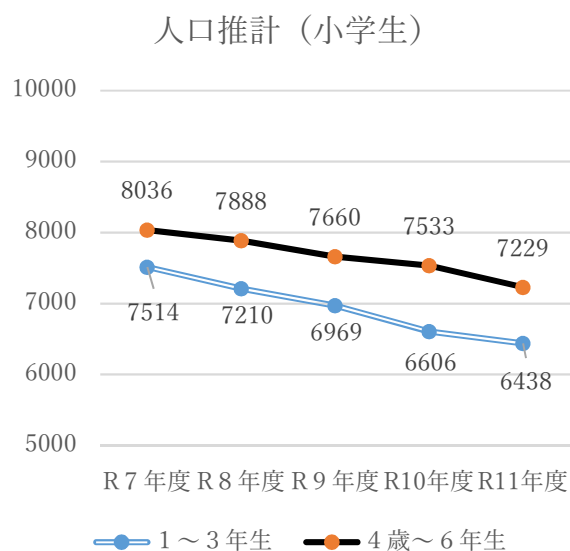
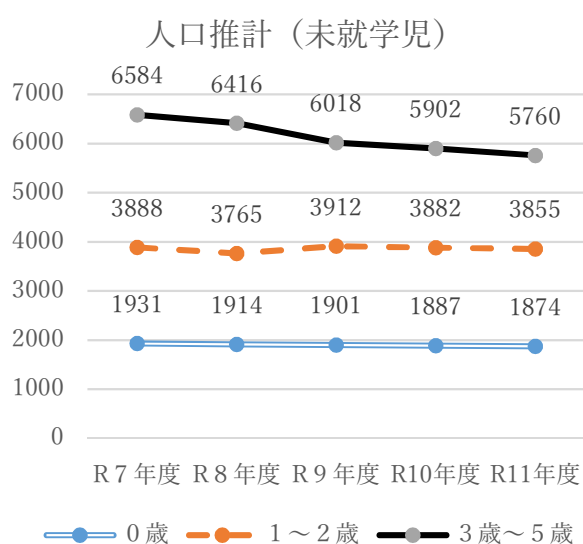


	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
H19年	35.4%	70.3%	68.8%	72.4%	56.8%	15.4%
H24年	38.0%	77.7%	77.4%	80.9%	56.0%	16.2%
H29年	34.9%	76.8%	76.9%	75.6%	64.7%	16.9%
R4年	43.3%	87.8%	78.0%	81.6%	69.3%	18.1%

資料：就業構造基本調査

(5) 人口推計

未就学児と小学生の令和7年度から令和11年度までの人口推計をみると、未就学児の1歳から2歳においては、やや横ばいであるものの、全体的には人口減少社会を反映し、減少傾向が続くものと予測されます。



(人)

年齢	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
0 歳	1, 770	1, 931	1, 914	1, 901	1, 887	1, 874
1 歳	2, 094	1, 805	1, 970	1, 953	1, 940	1, 926
2 歳	2, 075	2, 083	1, 795	1, 959	1, 942	1, 929
3 歳	2, 212	2, 096	2, 105	1, 814	1, 980	1, 963
4 歳	2, 273	2, 212	2, 096	2, 105	1, 814	1, 980
5 歳	2, 462	2, 276	2, 215	2, 099	2, 108	1, 817
6 歳	2, 457	2, 463	2, 277	2, 216	2, 100	2, 109
7 歳	2, 587	2, 463	2, 469	2, 283	2, 222	2, 106
8 歳	2, 597	2, 588	2, 464	2, 470	2, 284	2, 223
9 歳	2, 696	2, 601	2, 592	2, 468	2, 474	2, 288
1 0 歳	2, 740	2, 696	2, 601	2, 592	2, 468	2, 474
1 1 歳	2, 739	2, 739	2, 695	2, 600	2, 591	2, 467

資料：住民基本台帳（実績人口に基づき、コーホート変化率を用いた人口推計）

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所（園）などの状況

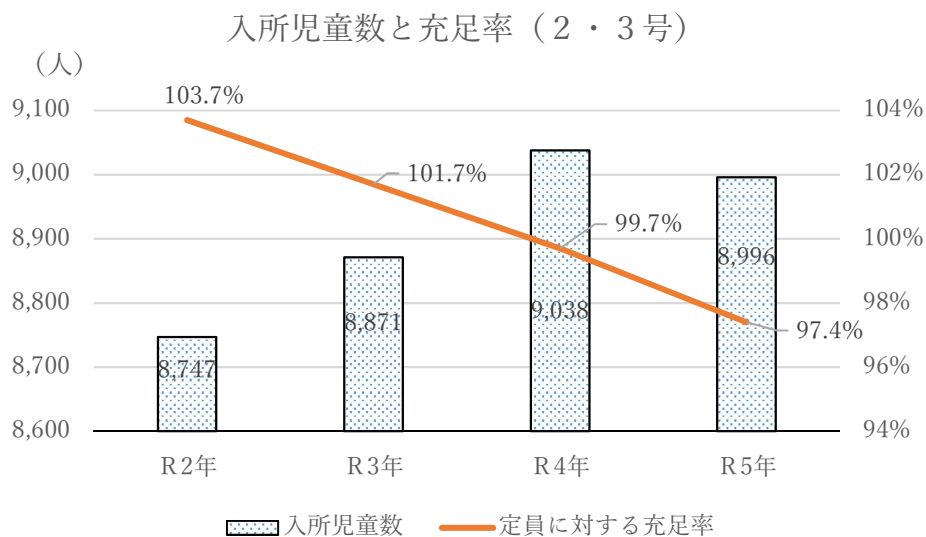
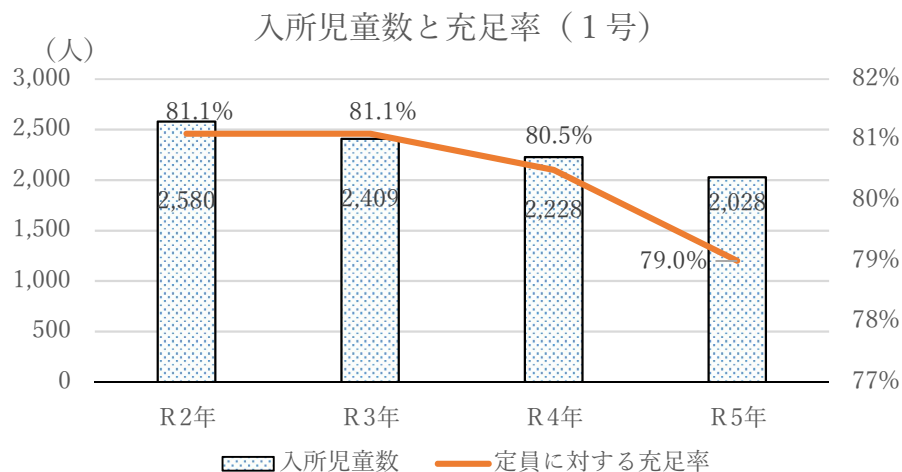
① 保育所（園）・認定こども園の入所児童数

本市では、平成27年の子ども・子育て支援新制度以降、認定こども園へ移行する施設は増加傾向にある一方、保育所（園）の施設数は減少傾向にあります。

また、近年の人口減少社会を反映し、入所児童数は令和2年以後減少傾向に転じ、2・3号認定児童の充足率も令和4年以降100%を下回っています。

区 分			R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年
公立保育所	施設数（か所）		16	16	16	16	16
	定員（人）		1,720	1,720	1,720	1,720	1,720
	入所児童数（人）		1,534	1,499	1,442	1,386	—
	充足率（%）		89.2	87.2	83.8	76.9	—
私立保育園	施設数（か所）		23	21	20	20	20
	定員（人）		2,025	1,805	1,765	1,770	1,740
	入所児童数（人）		2,126	1,884	1,883	1,829	—
	充足率（%）		105.0	104.4	103.9	103.3	—
認定こども園	施設数（か所）		48	50	50	50	50
	定員（人）	1号	3,180	2,973	2,766	2,568	2,294
		2・3号	4,687	5,198	5,576	5,745	5,751
	入所児童数（人）	1号	2,580	2,409	2,228	2,028	—
		2・3号	5,087	5,488	5,763	5,781	—
	充足率（%）	1号	81.1	81.0	80.5	79.0	—
		2・3号	108.5	105.6	103.4	100.6	—
合 計	施設数（か所）		87	87	86	86	86
	定員（人）	1号	3,180	2,973	2,766	2,568	2,294
		2・3号	8,432	8,723	9,061	9,235	9,211
		合計	11,612	11,844	11,827	11,803	11,505
	入所児童数（人）	1号	2,580	2,409	2,228	2,028	—
		2・3号	8,747	8,871	9,038	8,996	—
		合計	11,327	11,280	11,266	10,961	—
	充足率（%）	1号	81.1	81.0	80.5	79.0	—
		2・3号	103.7	101.7	99.7	97.4	—

資料：前橋市こども施設課（各年3月1日現在）



② 保育所等利用待機児童数

本市は、平成31年4月に待機児童数ゼロを達成しました。

【参考】待機児童の定義（保育所等利用待機児童数調査要領）

- ・他に利用可能な保育所等^(※)の情報の提供を保護者に行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な保育所等とは

- ・開所時間が保護者の需要に合っている。
(例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。)
- ・立地条件が登園するのに無理がない。
(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など。)

③ 認可外保育施設等の状況

本市の認可外保育施設等は、令和6年3月末現在、下記の一覧のとおりとなっており、合計入所児童数は534人となっています。

区分	番号	施設名	定員 (人)	入所児童数（人）							充足率
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～ 5歳	就学後 (学童)	計	
夜間 保育 施設	1	キッズルーム	20	0	3	2	5	6	7	23	115%
	2	えんじえるきつず edc planning	20	5	4	1	2	4	0	16	80%
	3	ママ&パパす前橋	8	2	1	1	0	0	2	6	75%
	小計		48	7	8	4	7	10	9	45	93.8%
一般 認可 外	4	前橋インターナショナルキンダーガーデン	29	0	0	4	5	9	8	26	89.7%
	5	カナンプレイス カナン園	45	1	2	4	2	11	0	20	44.4%
	6	あそびの森保育園	65	0	1	7	7	2	0	17	26.1%
	7	こどもクラブ 託児ルーム K&m	15	0	0	0	0	6	0	6	40%
	8	リトルストークよこた	40	4	3	0	0	0	0	7	17.5%
	9	BEA International School (ビバー・インターナショナル・スクール)	36	0	3	5	4	3	15	30	83.3%
	10	YMCA ナースリー	10	1	2	2	0	0	0	5	50%
	11	フレーベル	8	1	1	1	0	0	0	3	37.5%
	12	GIS群馬インターナショナルスクール	160	0	0	24	13	31	0	68	42.5%
	小計		408	7	12	47	31	62	23	182	43.4%
企業 主 導 型 保 育 事 業	13	事業所内託児所 コフレ	19	4	4	1	0	0	0	9	47.4%
	14	まいにちほいくえん	30	2	3	5	0	0	0	10	33.3%
	15	ニチイキッズ新前橋駅前保育園	18	5	7	4	0	0	0	16	88.9%
	16	こうふく園保育所	19	2	3	1	0	0	0	6	31.6%
	17	保育ルーム ゆうび園（前橋店）	25	9	8	9	0	0	0	26	104%
	18	敷島さくらこども園	18	6	8	3	0	0	0	17	94.4%
	19	Kids Park保育園	12	5	1	2	0	0	0	8	66.7%
	20	虹の子保育園	19	5	3	3	0	0	0	11	57.9%
	21	小さい森の保育園	12	3	4	5	0	0	0	12	100%
	22	ふるいちほいくえん	19	7	6	6	0	0	0	19	100%
	小計		191	48	47	39	0	0	0	134	70.2%
事業 所 内	23	群馬ヤクルト販売（株）前橋東サービス センターキッズルーム	19	0	0	1	1	0	0	2	10.5%
	24	群馬ヤクルト販売（株）富士見サービス センターキッズルーム	16	0	1	0	0	0	0	1	6%
	25	群馬ヤクルト販売（株）平成大橋サービス センターキッズルーム	41	0	1	4	0	0	0	5	12.2%
	26	群馬ヤクルト販売（株）問屋町サービス センターキッズルーム	25	0	2	4	2	0	0	8	32%
	27	事業所内保育施設 パンダ	15	0	3	3	6	6	5	23	153.3%
	28	託児保育所あじさい園	24	4	6	3	1	5	0	19	79.2%
	小計		140	4	13	15	10	11	5	58	41.4%

区分	番号	施設名	定員 (人)	入所児童数（人）							充足率
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～ 5歳	就学後 (学童)	計	
病 院 内	29	老年病研究所 ひまわり保育園	30	2	8	3	0	0	0	13	44.3%
	30	済生会病院 なでしこ保育園	23	7	2	1	0	0	0	10	43.5%
	31	善衆会病院 カエル保育所	20	13	5	1	4	4	0	27	135%
	32	赤十字病院 みどり保育園	66	14	11	4	0	0	0	29	44%
	33	群大病院 ゆめのご保育園	38	11	10	2	0	1	0	24	63.2%
	34	神岡産婦人科医院 職員託児室	10	0	2	2	1	2	0	7	70%
	35	JCHO群馬中央病院 ぐんぐん保育所	20	2	3	0	0	0	0	5	25%
	小計		207	49	41	13	5	7	0	115	55.5%
合計			994	115	121	118	53	90	37	534	53.7%

資料：前橋市こども施設課（令和6年3月31日現在）

(2) 子育て支援サービスの状況

① 一時預かり事業（一般型）の状況

一時預かり事業(一般型)は、令和2年度に30か所を実施しており、その後、横ばいで推移しています。延べ利用人数は、6,000人から7,000人程度で推移しています。

令和6年10月から、JR前橋駅北口に新たな一時預かり施設(前橋すくすくこども館)を開設しました。

区 分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
実施施設数 (か所)	30	31	31	30
延べ利用人数 (人)	6,416	7,579	7,907	7,458

資料：前橋市こども施設課

② 障害児保育事業の状況

障害児保育事業は、令和5年度では42か所を実施しています。

利用人数は、年々増加で推移しており、令和5年度では80人となっています。

区 分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
実施施設数 (か所)	28	39	40	42
利用人数 (人)	51	60	68	80

資料：前橋市こども施設課

③ 病児・病後児保育事業の状況

病児・病後児保育事業は、「おひさまの家」(群馬県済生会前橋病院)、「たんぼぼ」(前橋赤十字病院)、「おれんじ」(かなざわ小児科クリニック)の3施設に加えて、令和2年度からは「大胡チャイルドサポート」(大胡第2こども園)が開所し、計4施設で実施しています。

また、年間延べ利用人数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、それまでに比べて、令和2年度以後は大幅に減少していますが、徐々に回復傾向にあり、令和5年度は1,132人となっています。

区 分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
病児・ 病後児	実施施設数 (か所)	4	4	4	4
	年間延べ利用人数 (人)	241	648	669	1,132

資料：前橋市こども施設課

④ 放課後児童健全育成事業の状況

放課後児童クラブの登録児童数は、年々増加しており、令和5年度では5,059人となっています。また、登録児童数の増加に伴い、必要な受け皿の整備が進み、令和5年度には、施設数が85施設となっています。

区 分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
登録児童数（人）低学年	3,014	3,114	3,245	3,394
登録児童数（人）高学年	1,292	1,279	1,447	1,665
登録児童数（人）合計	4,306	4,393	4,692	5,059
施設数（か所）	78	84	87	85

資料：前橋市こども施設課（各年5月1日現在）

⑤ 地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業は、粕川保育所や児童館4館のほか、民間保育施設12か所、前橋市子育てひろば親子元気ルームの計18施設で実施しており、令和5年度の延べ利用人数は、72,927人となっています。

区 分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
延べ利用人数（人）	43,904	68,487	73,191	72,927
実施施設数（か所）	18	18	18	18

資料：前橋市こども施設課

⑥ ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの活動件数は、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、徐々に回復し、令和5年度は6,648件となっています。

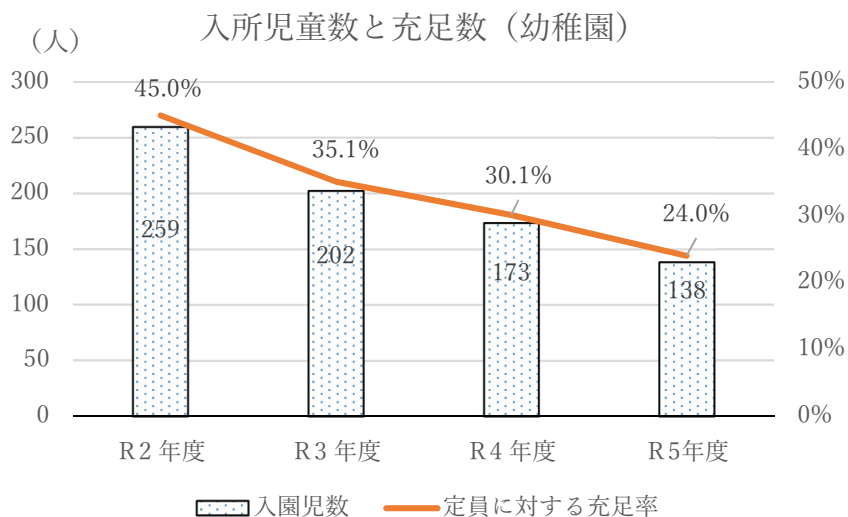
また、各会員数の増加もみられる一方で、依頼会員に比べ、サービスを提供する提供会員や両方会員の会員数が少ない現状が続いています。

区 分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
活動件数（延べ件数）	4,506	5,567	6,391	6,648
会員数 （人）	依頼会員	1,261	1,196	1,191
	提供会員	427	308	342
	両方会員	68	72	58
	合計	1,756	1,576	1,591

資料：前橋市こども施設課

(3) 幼稚園の状況

本市の幼稚園の施設数は、私立幼稚園の認定こども園への移行化が進んだことにより、令和5年度では4か所となっています。また入園児童数も減少しています。令和5年度の公立・私立の入園児童数の合計は138人となっており、充足率は3割を下回っています。このような状況のなか、令和5年度をもって公立幼稚園が1園閉園しました。



区 分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
公立	施設数 (か所)	3	3	3	3
	定員 (人)	540	540	540	540
	入園児童数 (人)	240	184	152	122
	充足率 (%)	44.4	34.1	28.1	22.6
私立	施設数 (か所)	1	1	1	1
	定員 (人)	35	35	35	35
	入園児童数 (人)	19	18	21	16
	充足率 (%)	54.2	51.4	60.0	45.7
合計	施設数 (か所)	4	4	4	4
	定員 (人)	575	575	575	575
	入園児童数 (人)	259	202	173	138
	充足率 (%)	45.0	35.1	30.1	24.0
(参考) 群馬大学 共同教育学部 附属幼稚園	定員 (人)	140	140	140	120
	入園児童数 (人)	133	126	122	111
	充足率 (%)	95.0	90.0	87.1	92.5

資料：前橋市こども施設課（各年5月1日現在）

(4) 小学校・中学校の状況

① 小学校の状況

本市の小学校は、平成27年の48校から統廃合を経て減少し、46校となっています。

また、児童数は、令和6年において14,839人となり、減少傾向で推移しています。

区 分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
児童数（人）	15,818	15,600	15,327	15,128	14,839
学校数（校）	46	46	46	46	46

資料：前橋市学務管理課（各年5月1日現在）

② 中学校の状況

本市の中学校数は、令和3年度から20校となっています。

また、生徒数は、令和6年において7,592人となっており、小学校の状況と同様に減少傾向で推移しています。

区 分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
生徒数（人）	8,003	7,973	7,929	7,799	7,592
学校数（校）	21	20	20	20	20

資料：前橋市学務管理課（各年5月1日現在）

③ 特別支援学校の状況

特別支援学校は、7校あり、令和6年において幼稚部から高等部までの合計児童数は502人となっています。

学校名	在籍児童数				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
前橋特別支援学校	—	105	44	—	149
群馬県立聾学校	15	30	18	13	76
群馬県立盲学校	1	9	3	15	28
群馬県立前橋高等特別支援学校	—	—	—	92	92
群馬県立赤城特別支援学校 ※	0	7	9	3	19
群馬県立しろがね特別支援学校	0	0	6	76	82
群馬大学共同教育学部附属特別支援学校	0	18	18	20	56
合 計	16	169	98	219	502

資料：前橋市学務管理課・その他（令和6年5月1日現在）

※ 県立赤城特別支援学校は前橋市内の本校・市内分室・市内分校の合計。

（５）障害児通所施設の状況

障害児通所施設（児童発達支援センター及び児童発達支援事業所）は、令和５年度末現在２９か所あり、定員は３０８人です。

区 分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
利用児童数（人）	169	218	298	354

対象児童：未就学児童

資料：前橋市障害福祉課（各年３月３１日現在）

（６）児童虐待などの状況

① 家庭児童相談室への相談件数

令和５年度の家庭児童相談室への相談件数は３，２５９件で、そのうち「家庭関係（虐待、その他）」と「環境福祉（経済的問題・養育力欠如等）」の相談内容が多く占めています。

区 分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
性格・生活習慣	90	114	91	88
知能・言語	1	9	8	18
学校生活（人間関係・登校拒否等）	62	31	13	21
非行	0	0	7	5
家族関係（虐待、その他）	1,702	1,295	1,354	1,318
環境福祉（経済的問題・養育力欠如等）	1,606	2,130	1,747	1,612
心身障害	10	30	8	13
その他	4	50	28	184
合計（件）	3,475	3,659	3,256	3,259

資料：前橋市こども支援課

② 児童虐待認知件数

児童虐待認知件数は、近年増加傾向にあります。なお、令和５年度の児童虐待認知件数は、１２９件で、そのうち「心理的虐待」が８１件と多くなっています。

区 分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
件 数	153	158	144	129

○ 令和５年度の児童虐待認知件数の内訳

区 分	0～3 歳児	3～就学前児	小学生	中学生	高校生～18 歳	合計
身体的虐待	6	7	6	4	0	23
心理的虐待	14	24	27	12	4	81
ネグレクト	6	7	7	4	1	25
性的虐待	0	0	0	0	0	0
合計（件）	26	38	40	20	5	129

資料：前橋市こども支援課

3 ニーズ調査結果からわかる現状

「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、現状の保護者の教育・保育に対する考え方の傾向を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

■調査期間

令和6年7月5日（金）～ 令和6年7月31日（水）

■調査対象者

令和6年6月1日現在、住民基本台帳に掲載されている就学前の児童及び小学生の児童のいる家庭を無作為で抽出し、調査を実施。

区 分	配布枚数	回収数	回収率
就 学 前 児 童	1,200 件	798件（内web402）	66.5%
就 学 児 童	1,400 件	654件（内web361）	46.8%
計	2,600 件	1,452 件	55.8%

ニーズ調査結果の活用方法（①→④）

- ① 国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
- ② ①の集計結果をもとに、国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③ 算出したニーズ量を、本市のこれまでの事業実績や地域の状況と照らし合わせながら検証し、本市の各事業の量の見込みを設定
- ④ 本市の各事業の量の見込みに対する確保量とそれを達成するための整備計画を策定

(1) こどもの育ちをめぐる環境

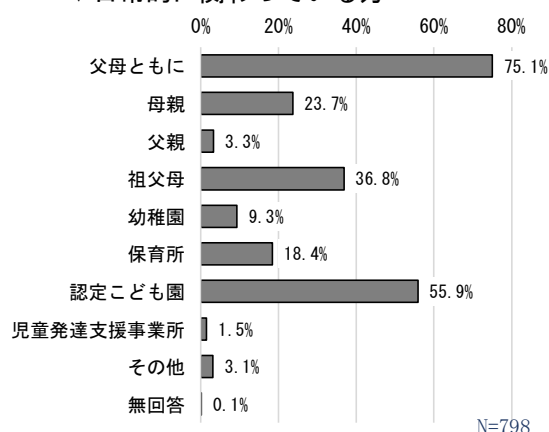
① 子育てに日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

日ごろお子さんに関わっている方は、「父母ともに」の割合が75.1%（前回71.7%）で最も多く、「認定こども園」が55.9%（前回42.7%）、「祖父母」が36.8%（前回40.0%）と続いています。

こどもの子育てや教育にもっとも影響すると思われる環境は、「家庭」が95.4%（前回94.3%）、「認定こども園」が60.0%（前回43.5%）、「保育所」が21.8%（前回37.6%）となっています。

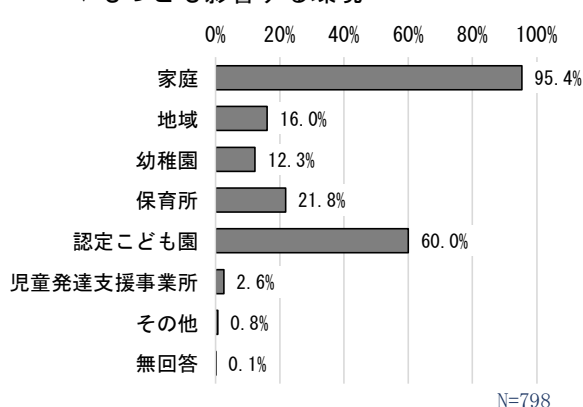
- 以下、就学前調査の集計とする（特記がない限り同様）。
- グラフに付されている「n」は質問に対する回答者数を示す。
- 複数回答の場合、回答者数に対する割合を示すため、構成比の合計が100%を超える。

▼日常的に関わっている方



※グラフはともに複数回答

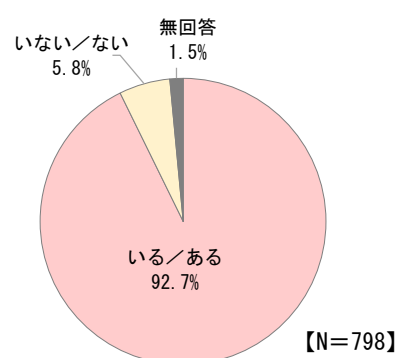
▼もっとも影響する環境



② 子育てや教育をする上での相談相手の有無

子育てをする上で、気軽に相談できる先の有無について、「いる／ある」が92.7%（前回92.9%）、「いない／ない」が5.8%（前回2.9%）と、誰にも相談できずにいる保護者の割合が増加しました。

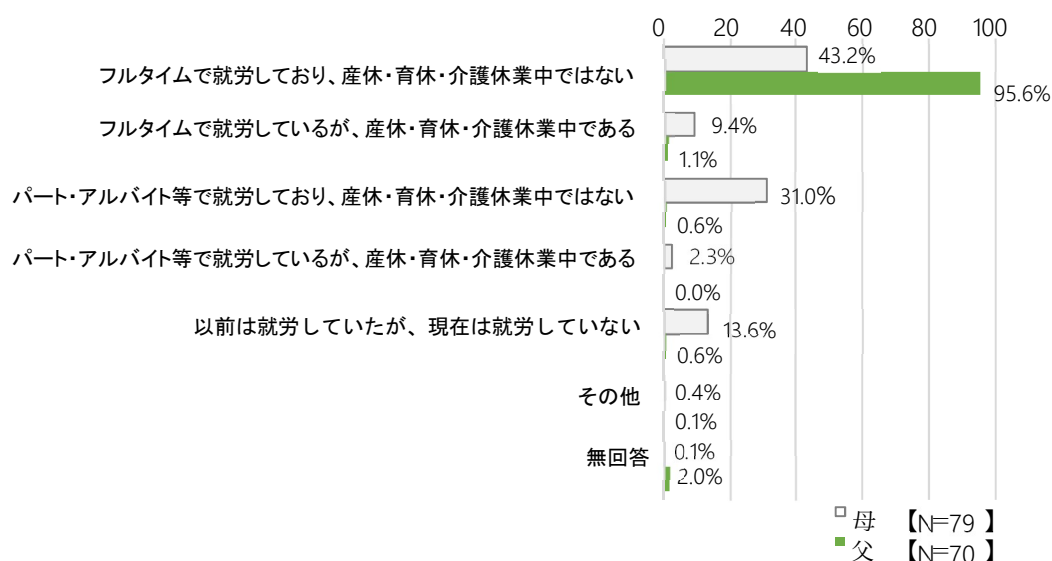
また、主な相談先は、回答者の8割以上が「祖父母などの親族」、7割弱が「友人・知人」など身近な人を挙げており、「保育士」と回答した人も3割以上ありました。



(2) 保護者の就労の状況

① 母親・父親の就労状況の組み合わせ

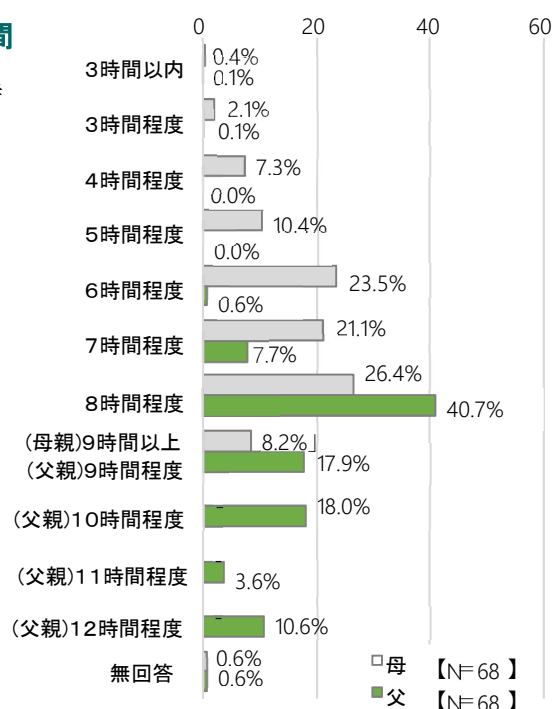
母親の現在の就労状況については、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が４３．２％と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が３１．０％となっています。父親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が９５．６％と最も多くなっています。



② 就労している母親・父親の１日当たりの就労時間

１日当たりの就労時間については、母親は「８時間程度」が２６．４％と最も多く、「６時間程度」「７時間程度」も２０％を超えています。

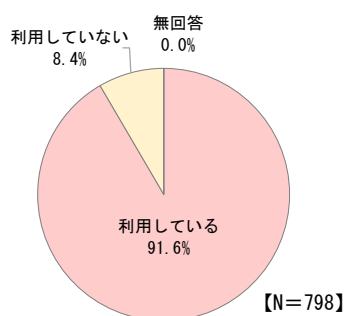
父親は「８時間程度」が４０．７％と最も多く、「９時間程度」「１０時間程度」が続いています。



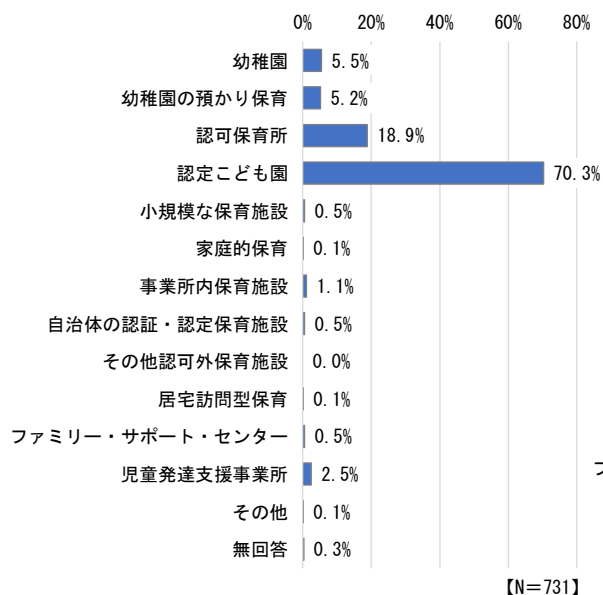
（３）教育・保育の利用状況と利用意向

定期的な教育・保育の事業の利用状況は、「利用している」が91.6%（前回93.9%）で、「利用していない」は8.4%（前回4.8%）にとどまっています。定期的な教育・保育の利用状況は、現在利用している教育・保育の種類では、「認定こども園」の割合が70.3%（前回51.2%）と最も高くなっています。さらに、今後の利用意向においても、「認定こども園」の割合が67.7%（前回62.7%）と最も高くなっています。他の事業については、現在の利用に比べ今後の利用意向が増加しています。

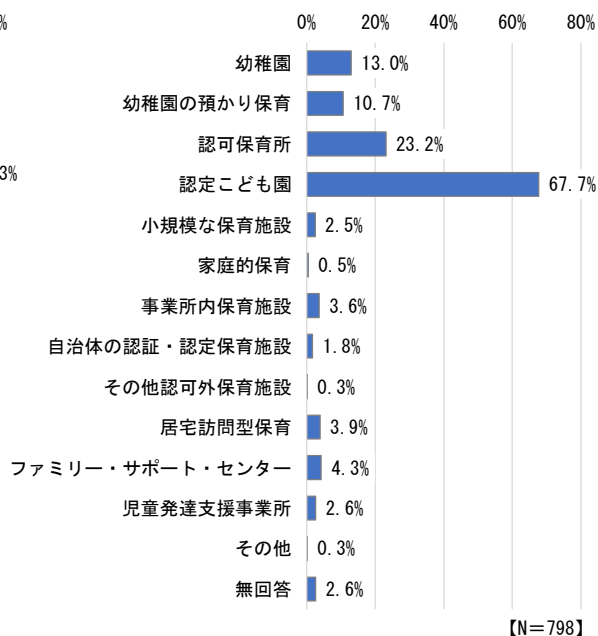
▼保育所（園）や認定こども園などの定期的な教育・保育の利用



▼利用している教育・保育の事業



▼今後定期的に利用したい事業利用



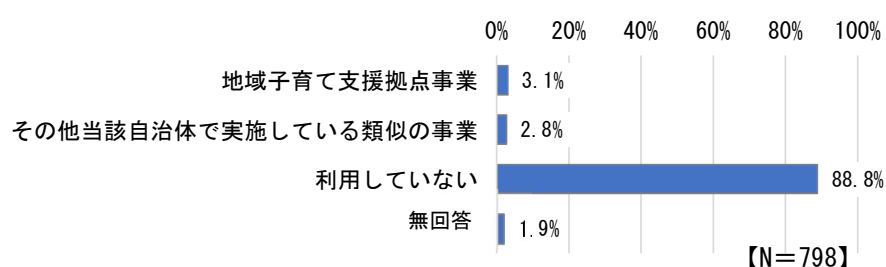
※グラフはともに複数回答

（４）地域の子育て支援事業の利用状況

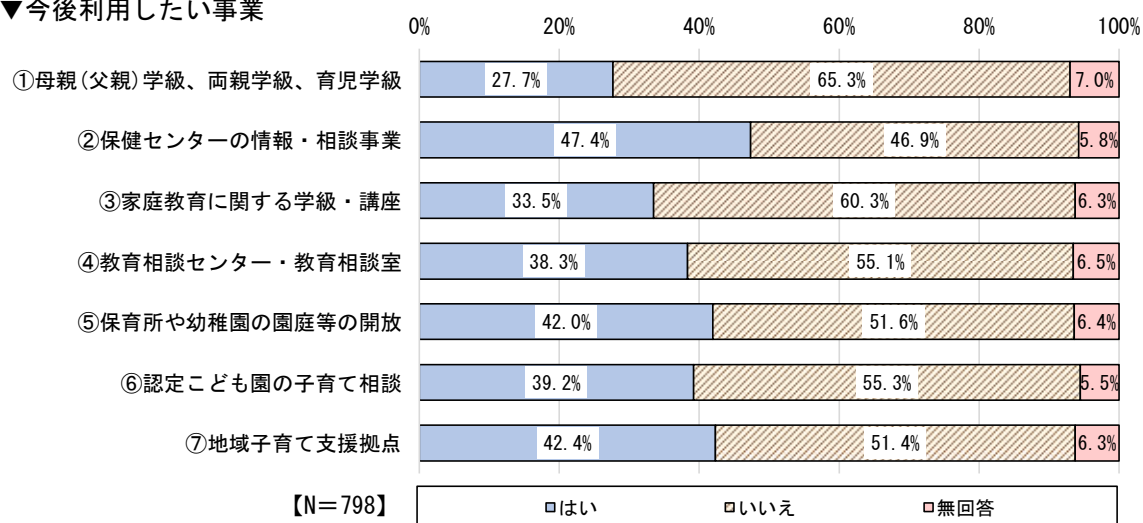
地域子育て支援拠点事業の利用については、「地域子育て支援拠点事業」が３．１％（前回４．６％）、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が２．８％（前回１．２％）となっています。一方「利用していない」は８８．８％（前回８７．０％）となっています。

今後利用したい事業については、「②保健センターの情報・相談事業」が４７．４％（前回４４．６％）と最も多く、次いで「⑦地域子育て支援拠点」が４２．４％（前回４１．８％）、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」が４２．０％（前回４１．９％）となっています。

▼地域子育て支援拠点事業の利用について

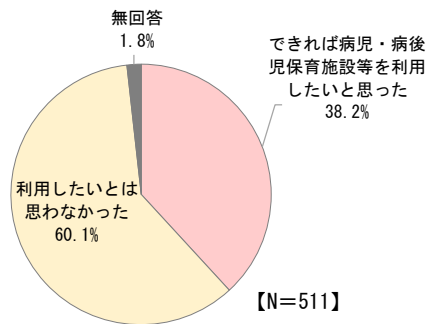


▼今後利用したい事業

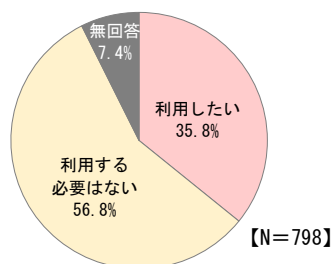


（５）病児・病後児保育、一時預かりの利用意向

病児・病後児のための保育施設等については、「利用したいとは思わなかった」の割合が60.1%（前回67.7%）、「できれば利用したい」の割合は38.2%（前回30.2%）となっています。前回と比べ「できれば利用したい」が8%増加しました。



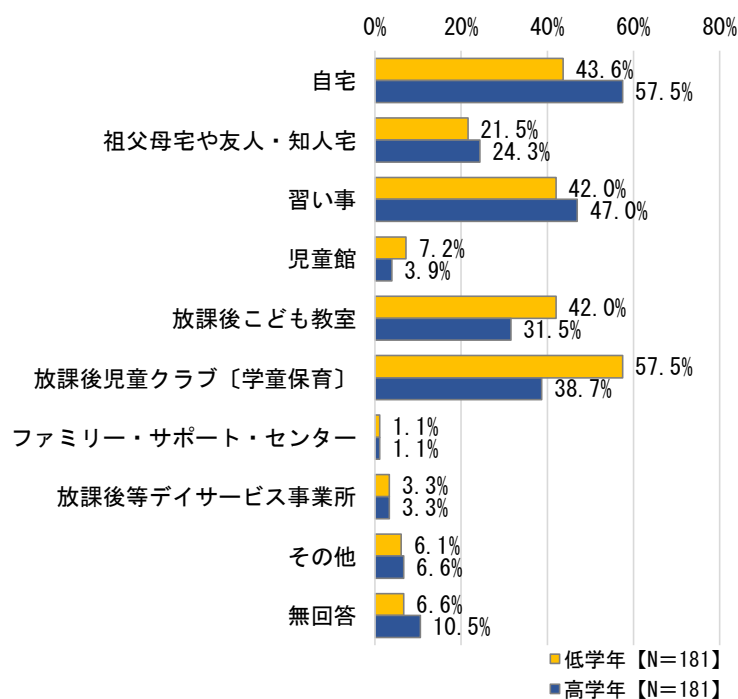
一時預かりについては、「利用する必要はない」の割合が56.8%（前回55.2%）、「利用したい」の割合は35.8%（前回34.1%）となっています。前回と比べどちらも僅かに増加しています。



（６）小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後に希望する放課後の過ごし方は、「低学年のうち」では放課後児童クラブ〔学童保育〕が57.5%（前回52.7%）と高い割合を示し、「自宅」や「習い事（ピアノ、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後子ども教室」がそれに次いで高い結果となっています。

一方、「高学年になったら」では、「自宅」が57.5%（前回56.8%）と高い割合を示し、「習い事（ピアノ、サッカークラブ、学習塾など）」や「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が続いています。「低学年のうち」に比べ、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」、「放課後子供教室」や「児童館」の割合が減少しています。



※グラフは5歳以上の方への設問で、複数回答

(7) 育児休業を取得していない理由

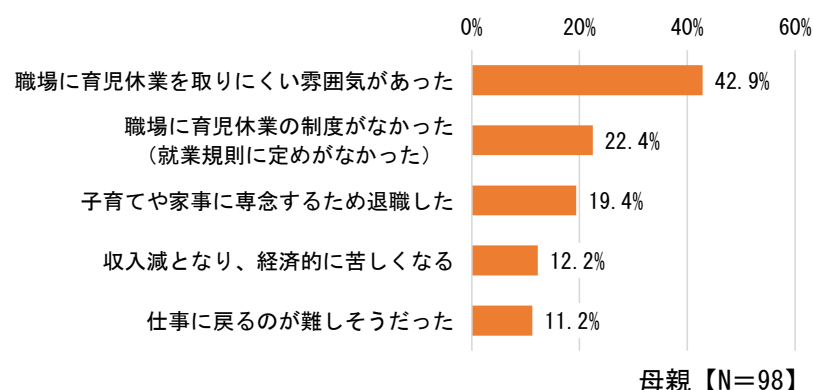
こどもが生まれたときの育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」が、母親では 59.7%（前回43.1%）、父親では17.1%（前回1.5%）となっており、前回調査と比較して特に父親の育児休業取得率が増加傾向にあります。

また、育児休業を取得していない理由について、母親父親ともに「職場に育児休暇を取りにくい雰囲気があった（母親：42.9%）（父親：49.6%）」が最も高く、職場内の子育て世帯への理解や環境改善の促進が望まれています。

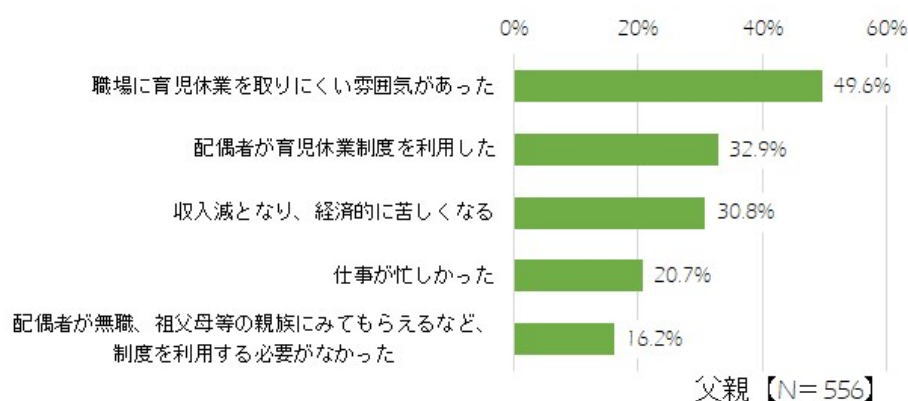
前回のニーズ調査結果においては、「無回答」が母親、父親ともに50%以上あったことに比べ、今回の調査結果は「母親」では4.1%、「父親」では2.2%となっており、育児に対する関心の高まりを読み取ることができます。

▼育児休業を取得していない理由（※上位5位）

【母親】



【父親】



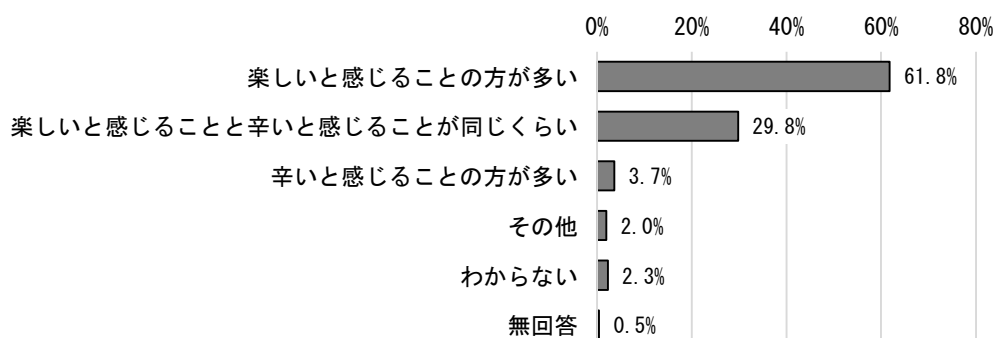
※グラフは複数回答

（８）子育ての辛さを解消するために必要なこと

子育てに対する不安感や負担感では、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が61.8%（前回62.7%）であった一方、「辛いと感じることの方が多い」は3.7%（前回3.0%）と微増しました。

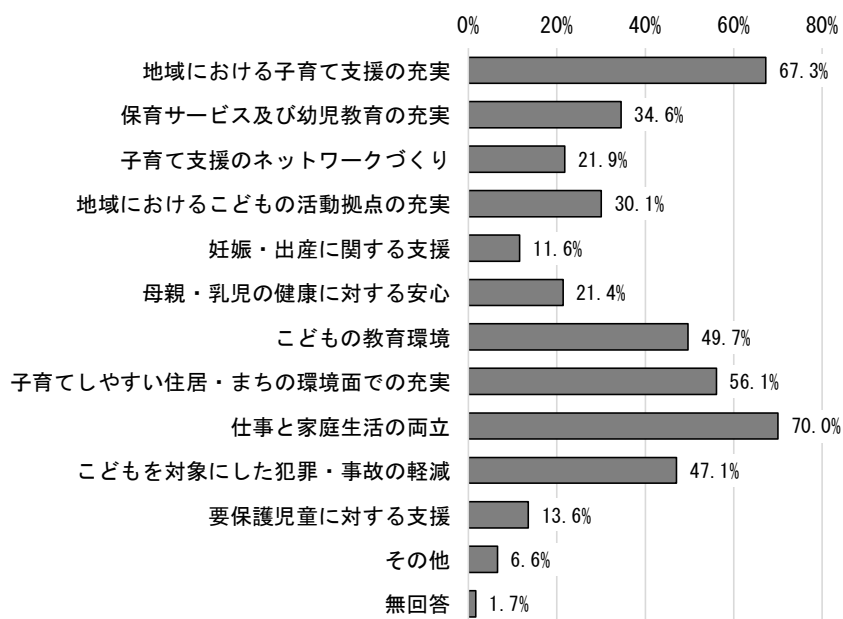
子育てをする中で、有効と感じる支援・対策については、「仕事と家庭生活の両立」が70.0%（前回63.7%）と最も高くなっています。

▼子育てに対する不安感や負担感



※グラフは小学生調査

▼子育てをする中で、有効と感じている支援・対策

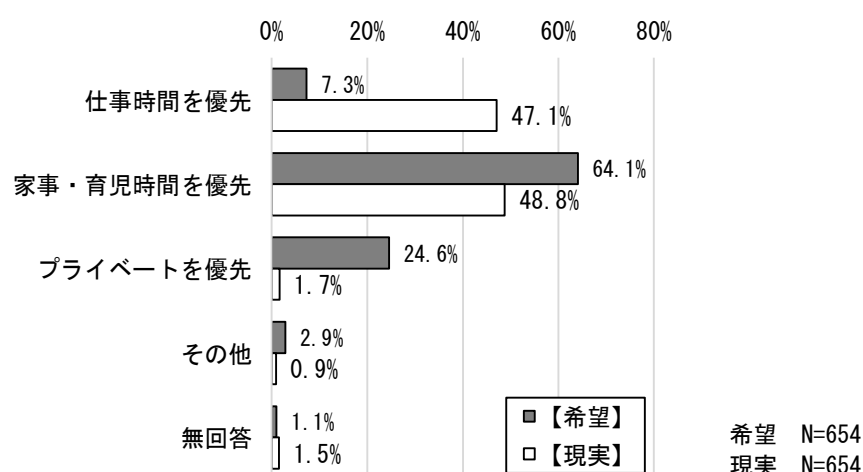


※グラフは複数回答。小学生調査

（９）家事・育児、仕事時間などの優先度

家事・育児、仕事時間などの優先度は、希望では「家事・育児時間を優先」の割合が64.1%（前回66.9%）と最も高い中、現実ではその割合は48.8%（前回55.0%）まで減少しています。また、「プライベートを優先」の割合は希望では24.6%（前回20.5%）、現実では1.7%（前回0.8%）に減少しています。

一方、「仕事時間を優先」の割合は希望では7.3%（前回8.0%）と低いものの、現実では47.1%（前回39.8%）まで増えています。



※グラフは小学生調査

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

急速な少子化の進行や核家族化、地域関係の希薄化などにより、家庭や地域を取り巻く環境は変化しています。こうした中、未来を担うこどもたちが、こども同士の関わりを通じ育ち合い、健やかに成長できる社会、また、子育て家庭の負担や不安を市民同士の支え合いや助け合いにより和らげ、保護者などが喜びを感じながら子育てができる社会をつくる必要があります。

こどもの権利をめぐる社会的な動きとしては、国連が平成27年に国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、2030（令和12）年までの国際目標（SDGs（エス・ディ・ジーズ））を掲げ、「誰一人取り残さない」という考えを基本理念としています。国はこれを踏まえて「一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」を目的とした地方創生に地方自治体が取り組む上でのSDGsの重要性を示しています。

平成28年には、全てのこどもが健全に育成されることを目的に、児童福祉法の理念が改正され、こどもが権利の主体であること、こどもの権利を国民、保護者、国、地方自治体が保障することなどが明確に定められました。

令和4年にも児童福祉法の一部が改正され、家庭や養育環境への支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進することを目的に、市町村における包括的支援体制強化のため、こども家庭センターの設置を努力義務とすること、入所措置等の決定において、こどもの意見聴取等を行うなどが定められました。

令和5年4月、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先して考慮することを基本とした子育て支援関連の事務を担うこども家庭庁が設置され、社会全体でこども施策を強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。同年12月には「こどもまんなか社会」の実現を掲げた「こども大綱」が閣議決定され、こども基本法に基づいた各種の施策の基本的な方針等も示されています。これらを踏まえ、本市では、こどもの権利を守り、こどもの視点でまちづくりを推進するため、前橋市こども基本条例の制定に向けた準備を進めています。

以上のことから、全ての市民がこどもたちや子育て家庭との関わりを通じて、生活の豊かさや幸せを感じることができ、未来をつくる大切な宝であるこどもの最善の利益が実現するまちを目指します。

こどもの最善の利益が実現するまちを目指します

2 計画における前橋市の視点

本計画の基本理念を実現するための視点として、次の3つの視点を重視した取組を展開します。また、本計画は、前橋市次世代育成支援行動計画を引き継ぐ計画であることから、本市の視点は、上記計画の視点を継承したものとします。

(1) 全てのこどもが幸せに育つことを支援する視点

これから生まれてくるこどもも含め、すべてのこどもたちが今も、そしてこれからも健やかに生き生きと輝きながら育っていけるように、こどもたちを包む保健・医療・福祉・教育・社会環境の整備を継続していく必要があります。成長したこどもたちが若い親世代となった時、次世代を担うこどもを生み育てることに、自然と幸せを感じられるように支援します。

(2) 全ての親が安心と誇りを持って子育てできるよう支援する視点

個人の価値観や生活スタイルが多様化し、核家族化や都市化による地域のつながりの希薄化により、誰にも相談できずに孤立感を深めている親は少なくありません。こどもが生まれる前の妊娠期から継続した切れ目のない支援を行うことで、子育てに関する不安を軽減し、こどもの日々の成長がもたらす子育て本来の感動と喜びを共有し、親自身も親として成長できるような家庭づくりを支援します。

(3) 地域社会全体が子育てを見守り支援する視点

私たちの社会にとって、こどもたちは希望であり、次世代の地域社会を担う人材となる存在です。従って、こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであり、こどもや子育てをする家庭は、地域社会全体で見守り支援されなければなりません。全ての市民や団体そして企業が、それぞれの立場や役割に応じ子育て地域づくりに参加することで、こどもの成長を地域全体の幸せにできるよう支援します。

3 計画の基本目標

基本目標 1 幼児期の教育・保育及び地域における妊産期から始まる子育て支援

少子化によりこどもの数や兄弟姉妹の数が減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、こどもの育つ環境も変容しています。こどもが安心して育まれるとともに、こども同士が集団の中で育ちあい健やかに成長できるよう乳幼児期の教育・保育を充実します。

なお、質の高い教育・保育を安定的に供給していくためには、保育士不足の解消と、保育所等で働く職員に対してより良い職場環境を構築することが必要不可欠です。そのため、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組、技能・経験に応じた人件費の加算を行うことで、職員の雇用を促し、各種研修に参加しやすい環境を整備するなど、より良い労働環境を構築します。これにより、教育・保育の充実に関する受け皿としての量の確保を目指すとともに、質の確保を図ります。

また、こどもを安心して産み、ゆとりをもって育てられるよう、妊産期からの切れ目のない支援を行い、こどもや母親の健康を確保するとともに、地域における子育て支援を推進します。

基本目標 2 専門的な知識や技術を要する支援

こどもの心身の発達・発育に長期間にわたり大きな影響を及ぼす著しい人権侵害である児童虐待の相談件数は増加しており、深刻な社会問題となっています。こうした社会問題に対して、地域の見守りや関係機関・団体等の連携を図り、未然防止の強化やケア体制の確立を推進します。また、増加するひとり親家庭への相談体制や経済的支援の充実に努めます。

さらに、「ノーマライゼーション」や「ソーシャルインクルージョン」といった、多様性を受け入れ、共生するという理念のもとに、障害児等への支援及び教育の充実を図り、地域社会で安心して暮らせるよう、総合的な施策を推進します。

基本目標 3 職業生活と家庭生活との両立の推進

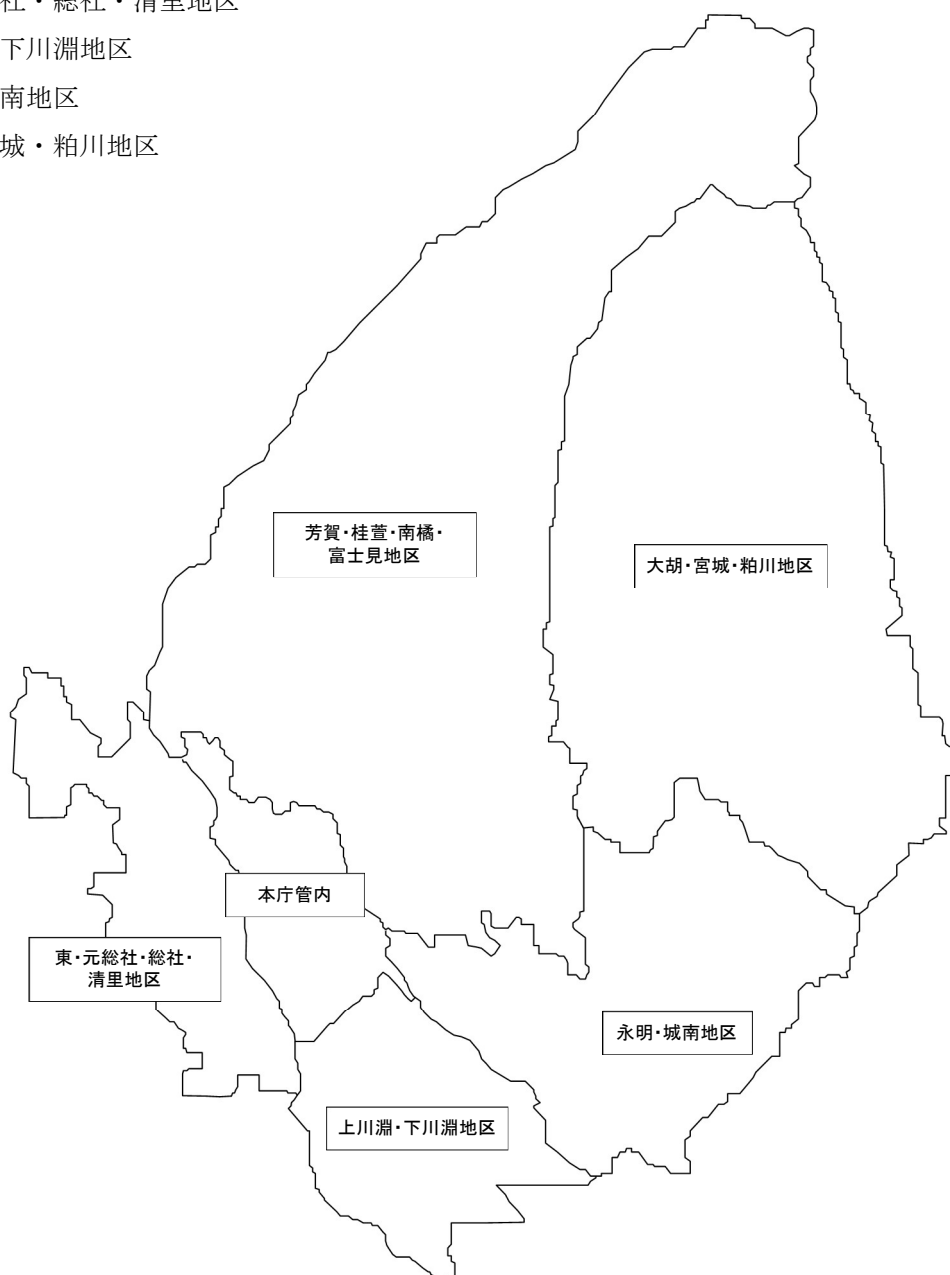
子育てと職業生活の両立ができるように、多様な保育サービスの充実を図ります。男性の子育て参加率は増加傾向にありますが、職場生活と家庭生活との両立の推進を図るためには、一層の職場の理解や配慮が必要です。良好なワーク・ライフ・バランスが実現できよう、子育て施策の啓発を促進し、子育てへの喜びを感じることができる環境づくりを目指します。

4 教育・保育提供区域の設定

- 教育・保育提供区域については、6 区域
- 地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業については小学校区、その他の事業については市全域を提供区域とします。

[教育・保育提供区域]

- ①本庁管内
- ②芳賀・桂萱・南橘・富士見地区
- ③東・元総社・総社・清里地区
- ④上川淵・下川淵地区
- ⑤永明・城南地区
- ⑥大胡・宮城・粕川地区



5 計画の体系

基本理念

こどもの最善の利益が実現するまちを目指します

基本目標 1 幼児期の教育・保育及び地域における妊産期から始まる子育て支援

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
- 4 妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援、医療の充実
- 5 こどもの発達支援

基本目標 2 専門的な知識や技術を要する支援

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実等

基本目標 3 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進

6 第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

(1) 教育・保育施設の状況

第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度時点における教育・保育施設の状況は、以下のとおりです。1号認定について、第二期計画において見込んだ確保方策（受け皿）の計画値に対して、実績値が充足していませんが、量の見込み（ニーズ量）に対して、充足する結果となったことから、必要量に対する受け皿を確保できているとみることができます。

単位（人）

項 目		量の見込み（ニーズ量）		確保方策（受け皿）	
		計画値	実績値	計画値	実績値
1号認定 （2号相当含む）	認定対象園	2,332	1,931	3,802	2,568
	未移行園		124	140	120
2号認定		4,701	5,394	5,188	5,434
3号認定	0歳	841	1,048	775	1,089
	1・2歳	2,785	3,117	3,239	3,457

(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

事業名			単位	量の見込み		確保方策	
				計画値	実績値	計画値	実績値
① 利用者支援事業			(か所)	2	2	2	2
② 地域子育て支援拠点事業			(人回)	86,429	72,927	86,429	133,658
			(か所)	—	—	18	18
③ 妊婦健康診査			(人回)	25,346	22,714	※1	22,746
④ 乳児家庭全戸訪問事業			(人)	2,087	1,859	※2	1,861
⑤ 養育支援訪問事業			(人)	177	139	※3	129
⑥ 子育て短期支援事業			(人日)	61	51	61	58
			(か所)	3	3	3	3
⑦ ファミリー・サポート・センター			(人日)	5,622	6,648	5,622	6,648
⑧ 一時預かり事業	幼稚園型	不定期	(人日)	2,719	94,029	74,024	91,968
		常時	(人日)	71,305			
	一般型		(人日)	12,625	7,458	12,625	21,280
⑨ 延長保育事業			(人)	1,753	1,961	1,735	1,961
			(か所)	—	45	69	70

事業名		単位	量の見込み		確保方策	
			計画値	実績値	計画値	実績値
⑩ 病児・病後児保育事業	病児病後児保育事業	(人日)	5,172	1,132	5,800	4,032
	子育て援助活動支援事業	(人日)	—	45	20	45
⑪ 放課後児童健全育成事業	低学年	(人)	3,255	3,394	5,063	5,881
	高学年	(人)	1,532	1,665		
	小計	(人)	4,787	5,059	—	—
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯	(人)	50	31	50	31
	国立・未移行園	(人)	35	20	35	20
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		—	※4	—	※4	—

※1 実施場所：医療機関及び助産所等、実施体制：窓口において母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査受診券（14回）を配布し、保健師等専門職員による受診勧奨と保健指導を実施する。

※2 実施体制：助産師会委託か子ども支援課地区担当保健師による家庭訪問等を実施する。

※3 実施体制：子ども支援課地区担当保健師等による家庭訪問を実施する。

※4 本市においては、該当事業がないため未実施であるが、必要に応じて検討を行う。

第4章 計画の推進方策

基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における妊産期から始まる子育て支援

1 教育・保育施設の充実

本市は、「待機児童ゼロ」を達成していますが、認定区分や提供区分ごとで確保量に偏りがみられます。全ての児童がいつでも希望する保育関係施設に入所できるまでの状態ではなく、ニーズ調査の結果でも、育児休業を希望する時期に復帰しなかった理由として「希望する保育所に入るため」や「希望する保育所に入れなかったため」と回答した保護者も多数いました。

このため、定員増に伴う施設整備は、受け皿が不足している地域等を優先して、限定的に整備を行い、一方でこどもの数は減少傾向にあるため、公立保育所の統廃合による需給調整や、保育関係施設の柔軟な利用定員の調整、地域間の定員数の不均衡を解消するための保育ステーションなどを例とする新たな事業展開の検討など、全体的なバランスをみながら適正な供給量の確保を図ります。

今後は、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもの受入促進など、供給量の確保と併せ、保育ニーズに対応した教育・保育施設の機能充実を図るとともに、保育料の負担軽減の検討や、DX化の推進等による手続きの簡素化の促進を図ります。

また、近年課題となっている保育士不足に関する問題に対しても、関係機関と連携を図りながら、解消に向けた取組を行います。

(1) 幼稚園・認定こども園（1号認定※及び2号相当※、3～5歳児）

提供区域：6区域

① 量の見込みの算出根拠

- ◆ 3歳以上児の家庭のうち、専業主婦（夫）家庭や就労時間が短い家庭などで、平日に利用したい教育・保育の事業の中で「幼稚園」「認定こども園」を選んだ人の割合から出した利用率は14.4%となり、これを利用して、1号認定の量の見込みを推計します。
- ◆ 3歳以上児の家庭のうち、保護者が就労しているが、教育に対する利用ニーズが高く、教育・保育の事業の中で「幼稚園」を利用することを選んだ満3歳児の割合から出した利用率は4.0%となり、これを利用して2号相当の量の見込みを推計します。
- ◆ 過去3年間の入所児童数の平均と人口推計児童数を基に、上記の利用率を用いて算出します。

② 確保方策の考え方

- ◆ 平成27年度からの子ども・子育て支援新制度以降、多くの民間保育園や幼稚園が認定こども園へ移行したことにより、1号認定の受け皿（確保方策）は増加し、量の見込みを上回っています。
- ◆ 認定こども園化が進むことにより、市全体で充足している1号認定の受け皿増加に必然的に繋がるため、受け皿が過剰供給とならないよう、利用定員の設定や見直しを柔軟に行うことが必要です。

※ 1号認定：保育の必要性がない3歳以上児

※ 2号相当：共働き世帯など本来であれば2号認定となるが、教育の利用ニーズが高いため、1号認定となる3歳以上児

（単位：人）

▲本庁管内		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
①量の見込み	1号認定	175	171	160	157	153
	2号相当	49	48	45	44	43
②確保方策	1号認定	515	515	515	515	515
	幼稚園（未移行）	120	120	120	120	120
合計(②-①)		411	416	430	434	439

▲芳賀・桂萱・南橘・富士見地区		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
①量の見込み	1号認定	345	336	315	309	302
	2号相当	96	94	88	87	84
②確保方策	1号認定	700	700	685	685	685
	幼稚園（未移行）	0	0	0	0	0
合計(②-①)		259	270	282	289	299

▲東・元総社・総社・清里地区		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
①量の見込み	1号認定	268	261	245	240	234
	2号相当	75	73	68	67	66
②確保方策	1号認定	330	330	330	330	330
	幼稚園（未移行）	0	0	0	0	0
合計(②-①)		-13	-4	17	23	30

▲上川淵・下川淵地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
① 量の見込み	1 号認定	136	133	124	122	119
	2 号相当	38	37	35	34	33
② 確保方策	1 号認定	432	432	432	432	432
	幼稚園（未移行）	0	0	0	0	0
合計(②-①)		258	262	273	276	280

▲永明・城南地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
① 量の見込み	1 号認定	168	164	154	151	147
	2 号相当	47	46	43	42	41
② 確保方策	1 号認定	362	362	362	362	362
	幼稚園（未移行）	0	0	0	0	0
合計(②-①)		147	152	165	169	174

▲大胡・宮城・粕川地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
① 量の見込み	1 号認定	109	107	100	98	96
	2 号相当	31	30	28	27	27
② 確保方策	1 号認定	290	290	290	290	290
	幼稚園（未移行）	0	0	0	0	0
合計(②-①)		150	153	162	165	167

市全域（合計）		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
① 量の見込み	1 号認定	1, 201	1, 172	1, 098	1, 077	1, 051
	2 号相当	336	328	307	301	294
② 確保方策	1 号認定	2, 629	2, 629	2, 614	2, 614	2, 614
	幼稚園（未移行）	120	120	120	120	120
合計(②-①)		1, 212	1, 249	1, 329	1, 356	1, 389

③ 確保の内容（1号認定及び2号相当）

（単位：人）

施設区分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
認定こども園	2, 254	2, 254	2, 254	2, 254	2, 254
新制度幼稚園	375	375	360	360	360
幼稚園（未移行）	120	120	120	120	120
合計	2, 749	2, 749	2, 734	2, 734	2, 734

※ 上記数値は、各年度における整備量。

（2）保育所（園）・認定こども園など（2号認定、3～5歳児）

提供区域：6区域

① 量の見込みの算出根拠

- ◆ 3歳以上児の家庭のうち、両親ともフルタイムで就労している家庭、パート時間の長い家庭やひとり親の家庭などで、平日に利用したい教育・保育の事業の中で「保育所」又は「認定こども園」を選んだ人の割合から算出した利用率は73.9%となり、これを利用して、量の見込みを推計します。
- ◆ 過去3年間の入所児童数の平均と人口推計児童数を基に、上記の利用率を用いて算出します。

② 確保方策の考え方

- ◆ 2号認定は、「東・元総社・総社・清里地区」や「大胡・宮城・粕川地区」で1～5%程度の受け皿（確保方策）に不足が見込まれていますが、市全域では量の見込みを上回っており、今後5年間の中で区域別の不足も解消する見通しであるため、広域的な利用調整により、ニーズ量を補完できていると言えます。
- ◆ 受け皿が過剰供給とならないよう、利用定員の設定や見直しを柔軟に行うことが必要です。

※ 2号認定：保育の必要性がある3歳以上児

(単位：人)

▲本庁管内		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
①量の見込み (2号認定)		731	712	668	655	640
②確保方策	教育・保育※ ¹	822	822	822	822	822
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		38	38	38	38	38
合計 ((②+③) -①)		129	148	192	205	220

▲芳賀・桂萱・南橘・富士見地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
①量の見込み (2号認定)		1, 441	1, 404	1, 317	1, 291	1, 260
②確保方策	教育・保育※ ¹	1, 530	1, 530	1, 530	1, 530	1, 530
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		0	0	0	0	0
合計 ((②+③) -①)		89	126	213	239	270

▲東・元総社・総社・清里地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
①量の見込み (2号認定)		1, 120	1, 091	1, 023	1, 004	980
②確保方策	教育・保育※ ¹	955	955	955	955	955
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		148	148	148	148	148
合計 ((②+③) -①)		-17	12	80	99	123

▲上川淵・下川淵地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
①量の見込み (2号認定)		569	554	520	510	497
②確保方策	教育・保育※ ¹	849	849	849	849	811
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		7	7	7	7	7
合計 ((②+③) -①)		287	302	336	346	321

▲永明・城南地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①量の見込み（2号認定）		702	684	642	629	614
②確保 方策	教育・保育※ ¹	771	771	771	771	771
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		10	10	10	10	10
合計（（②+③）-①）		79	97	139	152	167

▲大胡・宮城・粕川地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①量の見込み（2号認定）		457	445	417	409	399
②確保 方策	教育・保育※ ¹	428	428	428	428	428
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		3	3	3	3	3
合計（（②+③）-①）		-26	-14	14	22	32

市全域（合計）		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①量の見込み（2号認定）		5,020	4,890	4,587	4,498	4,390
②確保 方策	教育・保育※ ¹	5,355	5,355	5,355	5,355	5,317
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		206	206	206	206	206
合計（（②+③）-①）		541	671	974	1,063	1,133

※1 教育・保育は、保育所（園）と認定こども園を示す。

※2 市又は県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など。

③ 確保の内容（2号認定）

（単位：人）

施設区分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
認定こども園	3,403	3,403	3,403	3,403	3,403
保育所（園）	1,952	1,952	1,952	1,952	1,914
認可外保育施設	206	206	206	206	206
合 計	5,561	5,561	5,561	5,561	5,523

※ 上記数値は、各年度における整備量。

(3) 保育所(園)・認定こども園など(3号認定※、0～2歳児)

提供区域：6区域

平成27年度以後、民間保育関係施設の認定こども園化等により、3号認定の受け皿は大きく増加しましたが、提供区域間で不均衡が生じており、量の見込みが多い地域については、引き続き教育・保育施設の充実が必要です。

① 量の見込みの算出根拠

- ◆ 3歳未満児の家庭のうち、両親ともフルタイムで就労している家庭、パート時間の長い家庭やひとり親の家庭などで、平日に利用したい教育・保育の事業の「保育所」又は「認定こども園」を選んだ人の割合から算出した利用率は、0歳児で50.9%、1歳児で78.9%、2歳児で84.0%となりました。これを利用して、量の見込みを推計します。
- ◆ 過去3年間の入所児童数の平均と人口推計児童数を基に、上記の利用率を用いて算出します。

② 確保方策の考え方

- ◆ 既存施設の有効活用により、不足する受け皿の確保に努めます。
- ◆ 国庫補助金を活用し、受け皿が不足している地域の0・1歳児の定員増につながる施設整備を優先的に実施するほか、地域間の受け皿(確保方策)の不均衡を解消する事業の検討などを通じて、市全域での受け皿確保に取り組みます。
- ◆ 不足地域のみにとらわれず、近隣地区において利用調整を図り、ニーズ量を補完するものとします。
- ◆ 受け皿が過剰供給とならないよう、利用定員の設定や見直しを柔軟に行うことが必要です。

※3号認定：保育の必要性がある、3歳未満児

(単位：人)

▲本庁管内		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
①量の見込み（３号認定）		563(116)	547(115)	563(114)	559(114)	557(113)
②確保 方策	教育・保育※ ¹	663(135)	658(135)	658(135)	658(135)	658(135)
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		105(24)	105(24)	105(24)	105(24)	105(24)
合計（(②+③)-①）		205(43)	216(44)	200(45)	204(45)	206(46)

▲芳賀・桂萱・南橘・富士見地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
①量の見込み（３号認定）		1,024(211)	994(210)	1,023(208)	1,015(207)	1,013(205)
②確保 方策	教育・保育※ ¹	960(140)	960(140)	960(140)	960(140)	960(140)
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計（(②+③)-①）		-64(-71)	-34(-70)	-63(-68)	-55(-67)	-53(-65)

▲東・元総社・総社・清里地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
①量の見込み（３号認定）		918(189)	891(188)	917(186)	910(185)	908(184)
②確保 方策	教育・保育※ ¹	620(126)	620(126)	620(126)	620(126)	620(126)
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		148(37)	148(37)	148(37)	148(37)	148(37)
合計（(②+③)-①）		-150(-26)	-123(-25)	-149(-23)	-142(-22)	-140(-21)

▲上川淵・下川淵地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
①量の見込み（３号認定）		394(81)	383(81)	394(80)	391(80)	390(79)
②確保 方策	教育・保育※ ¹	639(109)	639(109)	639(109)	639(109)	607(109)
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		12(4)	12(4)	12(4)	12(4)	12(4)
合計（(②+③)-①）		257(32)	268(32)	257(33)	260(33)	229(34)

▲永明・城南地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
①量の見込み（3号認定）		528（109）	513（108）	528（107）	524（107）	522（106）
②確保 方策	教育・保育※ ¹	619（153）	619（153）	619（153）	619（153）	619（153）
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		18（4）	18（4）	18（4）	18（4）	18（4）
合計（（②+③）-①）		109（48）	124（49）	109（50）	113（50）	115（51）

▲大胡・宮城・粕川地区		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
①量の見込み（3号認定）		289（60）	281（59）	289（59）	287（58）	286（58）
②確保 方策	教育・保育※ ¹	305（61）	305（61）	305（61）	305（61）	305（61）
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		16（8）	16（8）	16（8）	16（8）	16（8）
合計（（②+③）-①）		32（9）	40（10）	32（10）	34（11）	35（11）

市全域（合計）		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
①量の見込み（3号認定）		3,716(766)	3,609(761)	3,714(754)	3,686(751)	3,676(745)
②確保 方策	教育・保育※ ¹	3,806(724)	3,801(724)	3,801(724)	3,801(724)	3,769(724)
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		299（77）	299（77）	299（77）	299（77）	299（77）
合計（（②+③）-①）		389（35）	491(40)	386(47)	414(50)	392(56)

※1：教育・保育は、保育所（園）及び認定こども園を示す。

※2：市又は県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など。

※：表中（ ）内は0歳児の内数。

③ 確保の内容（3号認定）

（単位：人）

施設区分	R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
認定こども園	538	1,995	538	1,995	538	1,995	538	1,995	538	1,995
保育所（園）	186	1,087	186	1,082	186	1,082	186	1,082	186	1,050
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	77	222	77	222	77	222	77	222	77	222
合 計	801	3,304	801	3,299	801	3,299	801	3,299	801	3,267

※上記数値は、各年度における整備量。

【再掲】教育・保育の確保方策のまとめ

【確保の内容】

< 1号・2号 >

(単位：人)

施設区分	1年目 R 7年度		2年目 R 8年度		3年目 R 9年度		4年目 R 10年度		5年目 R 11年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
認定こども園	2,254	3,403	2,254	3,403	2,254	3,403	2,254	3,403	2,254	3,403
新制度幼稚園	375		375		360		360		360	
幼稚園(未移行)	120		120		120		120		120	
保育所(園)		1,952		1,952		1,952		1,952		1,914
認可外保育施設		206		206		206		206		206
合 計	2,749	5,561	2,749	5,561	2,734	5,561	2,734	5,561	2,734	5,523

< 3号 >

(単位：人)

施設区分	1年目 R 7年度		2年目 R 8年度		3年目 R 9年度		4年目 R 10年度		5年目 R 11年度	
	3号		3号		3号		3号		3号	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
認定こども園	538	1,995	538	1,995	538	1,995	538	1,995	538	1,995
保育所(園)	186	1,087	186	1,082	186	1,082	186	1,082	186	1,050
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	77	222	77	222	77	222	77	222	77	222
合 計	801	3,304	801	3,299	801	3,299	801	3,299	801	3,267

※上記数値は、各年度における整備量。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業 提供区域：市全域

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約や提供を行うとともに、保護者からの相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整等を行う事業です。本市では、令和6年4月から前橋市保健センター内に「こども家庭センター」を設置しました。窓口において保育コンシェルジュ等が保育サービスに関する相談に柔軟に応じるとともに、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います。

① 量の見込みの算出根拠

利用者支援事業の実施類型を考慮して算定したものを量の見込みとします。

② 確保の内容

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

※ 「特定型」及び「こども家庭センター型」の実施か所数

(2) 地域子育て支援拠点事業 提供区域：市全域

乳幼児とその保護者が交流を行う場所を開設し、保護者が身近な場所で自由に子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助受けられるように支援を行う事業です。本市では、公立保育所や児童館のほか、市と委託契約をしている民間保育施設等で事業を実施し、地域における子育て支援を推進しています。

ニーズ調査の結果では、相談先がないと回答した親が増加しています。こどもが生まれる前の妊娠期から継続した切れ目のない支援を行うことで、安心して子育てをすることが出来る環境を整える必要があります。周知方法の見直しや公立保育所の統合により発生した余剰教室の活用など、ニーズに即した事業展開ができるよう、整備を進めます。

① 量の見込みの算出根拠

0歳から2歳までの児童を持つ家庭のニーズ調査の結果が、過去3年間の平均利用実績と大幅に乖離したことから、利用実績の平均に人口推計をもとに算出した対象人口の増減率を乗じたものを量の見込みとします。

② 確保の内容

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み（人回）		70,591	68,893	70,518	69,985	69,499
確保方策	（人回）	127,985	124,905	127,853	126,885	126,005
	（か所）	19	19	19	19	19

（３）妊婦健康診査 提供区域：市全域

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

① 量の見込みの算出根拠

0歳児の人口推計に基づき算出した母子健康手帳の交付数を量の見込みとします。

② 確保の内容

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み（人回）	23,300	22,400	21,500	20,600	19,800
確保方策	実施場所：医療機関及び助産所等 実施体制：窓口において母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査受診券（14回）を配付し、保健師等専門職員による受診勧奨と保健指導を実施する。 保健師等 4人×245日＝980人 事務1人×245日＝245人 検査項目：県及び市町村と群馬県医師会が決定した統一検査項目（県統一受診券を1人14回配布） 実施時期：通年				

（４）乳児家庭全戸訪問事業 提供区域：市全域

本市では、「こんにちは赤ちゃん事業」という名称により実施している事業で、助産師・担当保健師が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、育児に関する不安や悩みを聞き、助言ができる体制づくりに努めます。

① 量の見込みの算出根拠

0歳児の人口推計に基づき、令和2年度以降の乳児家庭全戸訪問事業面会率を参考にして算出したものを、量の見込みとします。

② 確保の内容

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み（人）	1,930	1,915	1,900	1,890	1,870
確保方策	実施体制：助産師会委託か、こども支援課地区担当保健師による家庭訪問等				

（５）－１ 養育支援訪問事業 提供区域：市全域

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

① 量の見込みの算出根拠

過去の妊娠届出数及び出生数に占める特定妊婦・要支援児童の割合を考慮するとともに、市保健師による養育支援訪問数実績を参考に算出した目標値を量の見込みとします。

② 確保の内容

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み（人）	130	131	132	133	134
確保方策	実施体制：こども支援課地区担当保健師等による家庭訪問				

（５）－２ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 提供区域：市全域 （その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

代表者会議は年１回、実務者会議は年１１回を定期開催として固定化されています。

個別ケース検討会議については必要に応じて随時開催され、令和３年度においては７６回、令和４年度が６６回、令和５年度が７２回となっています。

（６）子育て短期支援事業 提供区域：市全域

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な養育を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

① 量の見込みの算出根拠

令和２年度以降の施設の利用日数・人数から算出した量を、見込み量とします。

② 確保の内容

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み（人日）		59	58	57	56	55
確保方策	（人日）	59	58	57	56	55
	（か所）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

（７）ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

提供区域：市全域

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。病児・病後児の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かり等が対象となる病児・緊急対応強化事業も実施しています。

「病後児保育」など、依頼会員のニーズの多様化に対応するため、提供会員の確保とともに、会員の資質向上を図っていく必要があります。

① 量の見込みの算出根拠

人口推計と令和２年度以降の事業実績をもとに算出した数値を見込み量とします。

② 確保の内容

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み（人日）		6,314	6,153	5,996	5,843	5,694
確保方策 （人日）	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	3,140	3,059	2,980	2,902	2,827
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	50	50	50	50	50
	子育て援助活動支援事業 （就学後）	3,124	3,044	2,966	2,891	2,817

（８）一時預かり事業

提供区域：市全域

近年の保護者の就労形態の多様化に対応するため、教育時間の前後や長期休業期間において、希望する児童を対象に認定こども園等において預かる事業（幼稚園型）や、家庭において昼間、保育を受けることが一時的に困難となった未就学児童について、保育所（園）、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（一般型）を指します。

J R前橋駅北口再開発ビル内に令和６年１０月に開設した一時預かり施設（前橋すくすくこども館）は、それまで公立保育所で実施していた事業内容を拡充して機能移転した施設ですが、新たな利用希望者が増えています。更に一時預かりに対するニーズが高まった場合は、実施施設の拡充も検討していきます。

① 量の見込みの算出根拠

【一時預かり事業（幼稚園型）】

幼稚園の利用を希望する家庭において、幼稚園による一時預かりや預かり保育の利用希望者の平均希望利用日数をもとに算出した結果から、日常的・緊急時に父母等に見てもらえる人の割合を控除したものを、「不定期利用」の見込量とします。

また、こどもが在園中で、保護者が働いている家庭において、幼稚園による一時預かりや預かり保育の利用希望者の平均希望利用日数をもとに算出した結果から、日常的・緊急時に父母等に見てもらえる人の割合を控除したものを、「常時利用」の見込量とします。

【一時預かり事業（一般型）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

未就学児童の家庭において、急な用事等の場合に、事業の利用希望者の平均利用希望日数をもとに算出した結果から、日常的・緊急時に祖父母等に見てもらえる人の割合を控除したニーズ調査結果から導き出した結果に対して、一時預かり事業（一般型）については令和2年度以降の利用実績が下回ることから、利用実績に基づいて設定した値を量の見込みとします。

② 確保の内容

【一時預かり事業（幼稚園型）】

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み (人日)	不定期利用	8,711	8,488	8,271	8,060	7,854
	常時利用	91,418	89,082	86,806	84,587	82,426
確保方策 (人日)	在園児対象型	100,129	97,570	95,077	92,647	90,280

【一時預かり事業（一般型）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み (人日)		10,712	10,438	10,171	9,910	9,657
確保 方策 (人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	7,569	7,376	7,188	7,005	6,827
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を 除く)	3,140	3,059	2,980	2,902	2,827
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	3	3	3	3	3

(9) 延長保育事業

提供区域：市全域

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日における利用時間以外に、保育所(園)、認定こども園等において保育を実施する事業です。

① 量の見込みの算出根拠

未就学児童を持つ家庭において、保護者の就労形態の多様化等により、認定時間を超える保育利用を希望する家庭のうち、利用実績に基づく事業の利用率を用いて設定した値を量の見込みとします。

② 確保の内容

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み (人)		2, 140	2, 161	2, 182	2, 203	2, 225
確保方策	(人)	2, 140	2, 161	2, 182	2, 203	2, 225
	(か所)	67か所	67か所	67か所	67か所	67か所

(10) 病児・病後児保育事業

提供区域：市全域

こどもが病気の回復期に至っていない又は回復期で集団保育等が困難な期間であり、保護者が就労等の理由により家庭で保育できない時に、医療機関等が運営する専用施設で一時的に預かる事業です。

利用状況は、施設によって利用状況には偏りが見られるほか、病児・病後児保育を利用したことがない子育て世帯も多いことから、さらなる利用促進に繋がるような取組についても検討していくことが必要になります。

また、各施設の空き状況の確認や予約などの手続きが、利用に当たってのハードルとなっていることも考えられることから、利用予約システムの導入などの利用手続きの簡便化に関する取組についても検討が必要になります。

① 量の見込みの算出根拠

未就学児童を持つ家庭向けに実施したニーズ調査結果に基づき算出した数値に対し、利用実績が大幅に乖離していたことから、実態に近いものとするため、これまでの各施設の稼働率(施設の最大利用可能者数に対する利用者数の割合)と利用促進策による効果(利用予約システム導入などによる利用者増)を考慮したものを量の見込みとします。

② 確保の内容

現在の4施設での運営を進めながら、今後の利用ニーズの動向も踏まえて、現在設置ができていない本庁管内への5か所目の設置を検討していきます。

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み（人日） ※年間延べ利用人数		1,693	2,201	2,862	3,720	4,837
確保方策 （人日）	病児・病後児保育事業	4,032	4,032	4,032	4,032	5,040
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	50	50	50	50	50

※ 確保方策中の「子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）」については、（7）ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）の再掲数値。

（11）放課後児童健全育成事業

提供区域：6区域

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等における適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

放課後児童クラブは、計画的な施設整備を進めた結果、受け皿となる施設は市内全域で見ただけでは整っていますが、小学校区別に見た場合には、待機児童が発生している地区も存在しています。

また、既存の放課後児童クラブの中には設置後、相当年数が経過し、老朽化している施設等、必ずしも育成支援環境が良好とは言えない施設もあることから、児童が安全に安心して過ごすことのできる育成支援環境を整えるための対策が必要になります。

そのほか、小学校の長期休暇期間における利用ニーズへの対応や育成支援の充実に向けた対応を引き続き実施していくことが必要になります。

① 量の見込みの算出根拠

就学児童を持つ家庭向けに実施したニーズ調査の結果に基づき算出した利用児童数の見込み量に、過去5年間（令和2年度～令和6年度）の利用実績と同期間における量の見込みの比較により算出した補正割合等を乗じて算出しています。

② 確保の内容

市内全域で見れば量の見込み（利用ニーズ）に対し、確保量（定員数）が上回っている状況ですが、計画策定時点において小学校区別に見た場合には待機児童が生じています。

そうした状況に対応するため、既存の放課後児童クラブの送迎支援などを活用した受入れなどの方策を進めていくほか、必要に応じて既存の放課後児童クラブの拡充（支援単位数や定員増加など）や新規開設などにより、必要な地区への対策を図っていきます。

なお、新規開設等については、将来にわたる児童数減少や小学校の統廃合の可能性なども踏まえ、複数の小学校区を対象とする整備を図っていきます。

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み（人）	低学年	3,467	3,324	3,207	3,046	2,970
	高学年	1,783	1,754	1,699	1,674	1,597
	小計	5,250	5,078	4,906	4,720	4,567
確保方策（人）		6,000	6,100	6,100	6,200	6,200

※上表における確保方策（人）の増加は、既存の児童クラブの拡充（支援単位数や定員増加など）や新規開設などを考慮したことによるものです。

③ 育成環境の充実

放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全、安心に過ごすことができる環境の整備が必要になります。

そうした環境を整えるため、育成支援に関する研修会の開催や情報提供などを行うほか、施設の老朽化などによって育成支援環境が阻害される状況が発生している場合には、必要な施設改修や財政的支援などを行い、育成支援環境の充実を図っていきます。

また、利用者アンケートなどを行い、利用者の意見を把握し、運営者への助言などに通じて育成支援の質の向上を図っていきます。

④ 放課後子供教室との関係

全ての児童の放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブと放課後子供教室が引き続き連携して、必要な環境を整えていくことが必要になります。

具体的には、放課後子供教室において、様々なプログラムを提供し、その中で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に加入しているこどもが積極的にプログラムに参加できる環境を整えるとともに、希望者が選択して参加するプログラムも検討します。

また、毎年協議会の場を設け、学校、遊び場・放課後児童クラブの支援員、市・市教委担当者等、各担当者が遊び場、放課後児童クラブの実施状況や、利用しているこどもの状況等、意見や情報交換を行い、適切な体制づくりに努めます。

学校の敷地内や近接地に放課後児童クラブを新規開設する際には、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動が行うことができるよう、一体型（放課後児童クラブと放課後子供教室を、同一の小中学校内等の活動場所において実施しているもの）の施設整備を検討していきます。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を作成する必要がありますが、その策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画との関連がありますので、一体のものとして策定しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市においては、平成27年度より、生活保護世帯に対して助成を行っています。さらに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、保育所（園）、認定こども園等において年収360万円未満相当の世帯や全所得階層の第3子以後を対象に副食費が免除されたことから、国立大学法人附属幼稚園及び新制度未移行園における副食費についても助成を行っています。

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み（人）	生活保護世帯	37	36	35	34	33
	国立・未移行園	23	23	23	23	23
確保方策（人）	生活保護世帯	37	36	35	34	33
	国立・未移行園	23	23	23	23	23

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。本市においては、必要に応じ事業の検討を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

本市では、産後ヘルパー派遣事業及びヤングケアラー訪問支援事業を本事業に位置づけています。今後、支援対象の拡充に取り組めます。

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み（実人数）	2,517	2,466	2,417	2,369	2,321
確保方策（延べ人数）	2,040	2,040	2,040	2,369	2,321

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。今後、適切な事業実施に向けた検討を行います。

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み（実人数）	40	39	38	37	36
確保方策（延べ人数）	—	20	20	40	40

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

本市では、「ほめて育てるコミュニケーショントレーニング（ほめトレ）」と「ペアレント・トレーニング」を本事業に位置づけ、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み（実人数）	89	87	86	84	82
確保方策（延べ人数）	152	152	152	152	152

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

本市においては、妊娠届出時の面談、妊娠 8 か月頃のアナログアンケート及び出産後の面談により状況確認を行い、促えた課題等の解決に向け、妊娠から子育て期の方に寄りそい、切れ目のない相談支援体制を整えます。

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み（人）		5,790	5,745	5,700	5,670	5,610
確保方策	こども家庭センター	5,790	5,745	5,700	5,670	5,610
	上記以外で委託	0	0	0	0	0

(18) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を行う事業です。

保育所や認定こども園等に入所していない乳児又は幼児であって満3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

本事業においては、令和6年度現在事業実施に向けた制度の検討を行い、令和7年度に法律上の制度化、令和8年度に法律に基づく施行が予定されており、本市においては、令和6年度から制度の本格実施を見据えた試行的事業を実施しています。

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
0 歳児	量の見込み（延べ人数）	108	108	107	107	106
	確保方策（延べ人数）	108	108	107	107	106
1 歳児	量の見込み（延べ人数）	396	404	412	420	429
	確保方策（延べ人数）	396	404	412	420	429
2 歳児	量の見込み（延べ人数）	108	106	105	103	102
	確保方策（延べ人数）	108	106	105	103	102

(19) 産後ケア事業

産後、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援体制の確保を図るために行う事業です。

「宿泊型」「デイサービス型」「アウトリーチ型」があり、最大7日（回）利用可能です。

本市では、産後1年未満の母子を対象に、医療機関等の産後ケア実施機関への委託や自宅において、授乳や育児の相談、休養等の心身のケアを実施し、産後安心して子育てができる体制づくりに努めます。

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み（延べ人数）	1, 486	1, 609	1, 796	1, 918	2, 183
確保方策（延べ人数）	1, 486	1, 609	1, 796	1, 918	2, 183

3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

妊産婦から乳幼児、学童期までの切れ目のない母子保健施策を、保護者目線に立ったワンストップサービスにより充実させ、医療・福祉及び教育分野との連携を強化し、安全・安心な妊娠・出産・子育てを支援します。

これにより、引き続き全てのこどもが健やかに育つ社会の醸成に向け、その成長を見守り育む地域づくりを推進し、母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進を図ります。

事業名	事業展開	担当課
ハローベビークラス	■ 妊娠・出産・育児等に関する正しい知識を身につけること、親や家族としての子育ての心構え及び知識を身につけることを目的として、保健師、助産師、管理栄養士・歯科衛生士の講話、実習等を行う。 対象者…初妊婦とその夫又は家族	こども支援課
離乳食講習会すてっぷ1	■ 離乳初期に関する正しい知識の習得と保護者の不安軽減を目的として、管理栄養士、歯科衛生士による講話と展示を行う。一部オンラインで開催。 対象者…満 4～5 か月の第1子を持つ保護者	こども支援課
離乳食講習会すてっぷ2	■ 離乳中期に関する正しい知識の習得と保護者の不安軽減を目的として、管理栄養士、歯科衛生士による講話と展示及び試食提供を行う。一部オンラインで開催。 対象者…おおむね 7 か月の第1子を持つ保護者	こども支援課
離乳食講習会すてっぷ3	■ 離乳食から幼児食への移行時期に関する正しい知識の習得と保護者の不安軽減を目的として、管理栄養士、歯科衛生士、保育士による講話及び実演、展示を行う。 対象者…満 9～11 か月の第1子を持つ保護者	こども支援課
すこやか健康教室	■ 派遣依頼により保健師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士が出向き、地区公民館等で健康教育・健康相談を行う。 対象者…育児サークル、自主グループ等	こども支援課
おくちげんき教室 (巡回歯科指導)	■ 保育所(園)、認定こども園、幼稚園へ出向き、正しい歯科知識の普及と口腔機能の向上を習慣づけることを目的に健康教育を行う。 対象者…保育所(園)、認定こども園、幼稚園の入所(園)児、保護者、職員、子育て支援センター利用者	こども支援課

(母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
プレコンセプションケア	10代から20代の男女に対して、日々の生活や健康と向き合い、将来の妊娠・出産と次世代の健康につなげていけるように正しい知識の普及啓発と健康教育（プレコンセミナー）を行う。	こども支援課
にこにこ健康相談	保健師、栄養管理士、歯科衛生士、作業療法士、助産師が健康相談を行う。 対象者…妊産婦、乳幼児とその保護者	こども支援課
妊婦健康診査	妊娠中の健康管理の向上を図ることを目的に健康診査を実施する。妊娠届出時に受診票の交付を行う。 対象者…妊婦	こども支援課
妊婦歯科健康診査	妊娠中の歯及び口腔の疾病を早期発見・予防することを目的に実施する。妊娠届出時に受診票の交付を行う。 対象者…妊婦	こども支援課
新生児聴覚検査	聴覚障害を早期に発見し、音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、検査費用の一部を助成し、全新生児が検査を受けられるように保護者の負担軽減を図ることを目的として行う。 対象者…新生児	こども支援課
産婦健康診査	退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後の初期段階から安心して子育てができる支援体制を確保するため、産婦健康診査を行い、その費用を助成する。 対象者…産後約2週間及び約1か月の産婦	こども支援課
1か月児健康診査	医師の診察による疾病の早期発見、養育環境の評価、育児に関する助言を行う事により、乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的として医療機関委託により実施し、その費用を助成する。 対象者…出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児	こども支援課
3か月児先天性股関節脱臼健康診査	医師（整形外科）の股関節脱臼健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努める。 対象者…3か月の乳児	こども支援課
3～4か月児健康診査	医師の診察による疾病の早期発見、発達の確認、栄養指導、生活指導及び予防接種の指導等を行う。健やか親子21（第2次）のアンケートにより育児状況を把握し支援に繋げる。 対象者…3～4か月の乳児	こども支援課

(母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
9～10か月児健康診査	■ 医師の診察による疾病の早期発見、発達の確認、栄養指導、生活指導及び予防接種の指導を行う。 対象者…9～10か月の乳児	こども支援課
1歳6か月児健康診査	■ 医師の診察による疾病の早期発見、発達の確認、歯科医師の診察、並びに保健師相談、管理栄養士の栄養相談、歯科衛生士の歯科相談、心理相談員による心理相談を行う。 対象者…1歳6か月になった幼児	こども支援課
2歳児歯科健康診査	■ 疾病の早期発見、発達の確認、むし歯予防、歯科保健の意識の向上を図ることを目的として、歯科医師の診察及び歯科衛生士の歯科相談、保健師相談・保健指導、管理栄養士の栄養相談、心理相談員による心理相談を行う。 対象者…2歳6か月になった幼児	こども支援課
3歳児健康診査	■ 身体及び精神面の発育状況の確認を行うとともに、医師の診察による疾病の早期発見、歯科医師の診察、臨床検査技師による尿検査、視能訓練士による眼科検査並びに保健師相談、管理栄養士の栄養相談、歯科衛生士の歯科相談、心理相談員による心理相談を行う。 対象者…3歳6か月になった幼児	こども支援課
5歳児就学前健康診査	■ 3歳児健診までには把握されにくい発達の特性に対する保護者や支援者の理解を促し、児の健全な成長と保護者の育児不安の軽減、就学支援へのスムーズな移行を目的に実施する。保護者および就園先の先生に質問票を記入していただき、その結果から支援の必要性が認められた児に対して、個別相談を実施し、必要により専門医への相談に結びつける等、就学に向けた園所や家庭での対応方法を具体的に助言する。 対象者…健診実施年度に満5歳を迎える児（年中児）	こども支援課

4 妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援、医療の充実

妊娠・出産・育児に関する様々なニーズに対応し、保護者等の孤立感を解消できるよう、妊娠から産後のきめ細やかな支援体制を整えます。

さらに、「特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、産後の休業明けや育児休業満了時から利用できるような環境を整えるため」行政と保育所（園）・認定こども園・幼稚園や関係団体などの地域が連携し、相談体制を充実させます。

事業名	事業展開	担当課
利用者支援事業	■（こども家庭センター型） 妊娠・出産・子育て等の不安や心配ごとについて母子保健と児童福祉が連携し、包括的な支援を行う。	こども支援課
	■（特定型） 窓口において、保育コンシェルジュ等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供をしたり、必要に応じて相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を行う。	こども施設課
育児交流会 （ひよこクラス）	■初めて子育てする母親同士の情報交換をととして育児不安の軽減を図る。あそびや事故予防等の情報提供を行う。 対象者…2～3か月児と母親（第1子のみ参加可）	こども支援課
父親支援 （続・ひよこクラス）	■父親同士の子育てに関する悩みの共有や情報交換、乳幼児期の子育てを学ぶ場として、交流会を行う。 対象者…おすわり～ハイハイ期（6か月～1歳未満）の児とその両親（第1子のみ参加可）	こども支援課
おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業	■前橋・高崎連携事業として実施している。母子健康手帳交付時に両市考案の車用ステッカーを配布し、事業の趣旨の啓発を行う。 対象者…妊婦	こども支援課
こんにちは赤ちゃん事業	■助産師・担当保健師が全戸訪問を実施し、ブックスタート事業をはじめとする情報提供と育児不安等の軽減に努める。 対象者…生後4か月までの乳児	こども支援課
未熟児親の会 （プリミークラブ）	■育児の不安や悩みを解消するため、講話や保護者同士の交流、個別相談を行う。 対象者…養育医療申請児等とその保護者	こども支援課
多胎妊産婦等交流会 （さくらんぼ広場）	■妊娠中、出産後の育児不安を軽減し、こどもの健やかな育ちを支援するため、交流会を行う。 対象者…多胎妊婦、0～2歳までの双子、三つ子を育てる保護者	こども支援課

(妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援、医療の充実) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
産後ヘルパー派遣事業	産後の支援を受けられない親子に対して、ヘルパーを派遣し、家事・育児の援助を行い、育児不安や家事負担、家庭や地域での孤立感を軽減する。 対象者…親族等から協力が得られない 6か月未満の乳児（多胎は1歳未満）を養育している者、又心身虚弱のため、家事育児支援が必要と認められる者	こども支援課
産後ケア事業	産後、退院直後の母子に対し、医療機関等の産後ケア実施機関や自宅において心身のケアと育児支援等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う。 対象者…産後ケアを必要とする産後1年未満の母子	こども支援課
妊産婦訪問指導	妊産婦の心配や不安等を解消するため、保健師及び助産師が家庭訪問し、保健指導を行う。 対象者…妊産婦	こども支援課
新生児等訪問指導	生後まもない新生児を養育する親の抱える様々な不安や問題を解決するため、助産師及び保健師が家庭訪問し、保健指導を行う。 助産師訪問は、エジンバラ産後うつ病質問票・育児支援チェックリスト・赤ちゃんへの気持ち質問票を活用し早期支援を実施。 対象者…新生児 ※ 助産師訪問は生後60日未満の母子	こども支援課
乳幼児訪問指導	乳幼児を養育する親の抱える問題に、個々の特異性を十分に把握し、保健師及び助産師等が家庭訪問し、保健指導を行う。 対象者…乳幼児（乳幼児健康診査の事後指導を含む）	こども支援課

(妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援、医療の充実) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
不妊治療費助成事業	■ 不妊治療を行っている夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図ることにより少子化対策を推進することを目的とし、不妊治療に要する医療費について、その一部を助成する。 対象者…次のすべてを満たす人。 ① 不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦（事実婚を含む） ② 夫婦の両方又はいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き前橋市に住所を有している ③ 医療保険各法における被保険者又は被扶養者である ④ 申請日において市税の未納がない	こども支援課
不育症治療費助成事業	■ 不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策充実を図ることを目的として不育症の治療を受けた方にその治療費の一部を助成する。 対象者…次のすべてを満たす人。 ①不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦（事実婚を含む） ②夫婦の双方又は一方が、申請日の1年前から引き続き、及び治療期間中、本市に住所を有している ③医療保険各法における被保険者又は被扶養者である ④申請日において市税の未納がない	こども支援課
未熟児養育医療給付事業	■ 未熟児は出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。このため、母子保健法第6条第6項に規定する未熟児（1歳未満児）で、医師が入院養育を必要と認めた児の指定養育医療機関における入院医療費を給付する。 *保護者からの申請による 対象者…前橋市に居住する母子保健法に規定する未熟児（1歳未満児）で、医師により入院養育が必要と認められた児童	こども支援課

(妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援、医療の充実) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
幼児教育センター相談事業	■ 前橋市在住の幼児と保護者を対象として、心・体・ことばの発達及び就学に関する心配や悩み等について、前橋市幼児教育センター相談員等が相談や支援を行い、就学についての不安を軽減する。	教育支援課
地域子育て支援センター事業	■ 保育所（園）や認定こども園等において、親子の交流の場の提供や育児相談、及び地域の子育て関連情報の提供など、地域の子育て家庭を支援する各種事業を実施する。	こども施設課
元気保育園子育て応援事業	■ 母子手帳を交付された妊婦さんや子育て中の親子（概ね3歳までのお子さんを育てている方で、保育所等に預けていない方）を対象に、市内の保育所（園）において育児相談や園庭開放等、各種子育て応援メニューを実施する。	こども施設課
子育て・親子支援講座	■ 子育てをしている保護者とこども等を対象に、子育ての不安の解消、交流を目的とした講座を、各公民館で開催します。	生涯学習課

5 こどもの発達支援

こども発達支援センターで専門のスタッフが、こどもの発達（発達障害を含む）に関する保護者の相談や支援に関して、きめ細かいサービスを行います。

また、支援に当たっては、医療、福祉及び教育分野と連携し、良好な親子関係の構築が図れるよう努めます。

事業名	事業展開	担当課
あそびの教室	■ 発達に心配があり、療育的な関わりを必要としている児童とその保護者を対象に、あそびを中心とした集団活動の中で経過観察を行い、児童の発達状況を適切に把握し、指導・助言等の支援をするとともに、保護者の不安解消を図る。（予約制） ・めだかクラス（1歳6か月～2歳2か月児） ・あひるクラス（2歳3か月～3歳児） ・らっこクラス（2歳6か月～3歳6か月児） ・ペンギンクラス（3歳6か月～年少児） ・イルカクラス（年中・年長児） ・くじらクラス（年中・年長児） ・あそびの日（年少児）	こども支援課
のびのびあそぼう会	■ 発達状況の観察を行い、児童の運動発達を促す遊びを通して支援する。（予約制） 対象者…運動面に不器用さのある年長児	こども支援課
コンサルテーション	■ 発達が気になる児童への対応方法について、認定こども園・保育所（園）、幼稚園、小中学校等に訪問し、行動観察後、職員に対し、専門的技術支援を行う。（要申請） 対象者…認定こども園・保育所（園）・幼稚園・小中学校等の職員	こども支援課
のびのび発達相談	■ 発達専門医が支援方法等を助言、指導する。（予約制） 対象者…発達に心配のある児童と保護者	こども支援課
電話相談	■ 保護者からの電話相談に対して助言、指導する。 対象者…発達に心配のある児童の保護者	こども支援課
来所個別相談	■ 児童の発達状況や特性を面接により把握し、その児童が持っている力を十分に発揮できるよう支援するとともに、保護者の心配や不安に対応する。（予約制） ・発達相談、作業療法相談、ことばの相談、就学等の相談、心理相談 対象者…発達等に心配のある児童と保護者	こども支援課

(こどもの発達支援) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
ペアレント・トレーニング	■ 発達が気になる児童の行動に焦点を当て、具体的にどのような対応ができるかプログラムに沿ってグループで学習する。(予約制) 対象者…発達が気になる児童の保護者	こども支援課
ブルーベリーの会 (ダウン症親の会)	■ 同じ悩みを持つ親の情報交換や交流を中心に、必要に応じて個別の相談を実施する。(登録制) 対象者…ダウン症児の保護者	こども支援課

基本目標 2 専門的な知識や技術を要する支援

1 児童虐待防止対策の推進

令和3年度の全国の児童相談所における児童虐待対応件数は、207,660件、令和4年度は、214,843件と統計をとり始めて以来毎年増加しており、過去最多を更新し続けています。

その背景には、核家族化や地域社会の変容等を受け、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきており、子育て家庭が社会からの支援につながらずに、地域の中で孤立しがちな傾向があります。そのため、家庭内での子育ての困難や不適切な養育環境に対して、社会が具体的な支援を届けることができない中で、虐待が発生、深刻化しています。

その様な背景を受け、平成28年の児童福祉法改正において、母子保健に関する各種の相談に応じる等の事業を行う「子育て世代包括支援センター」と、こども等に関する相談対応や必要な調査、訪問を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置が求められ、本市においては、それぞれの機能の設置し、相談支援の強化を図ってまいりました。

さらに、令和4年の児童福祉法改正において、市町村は「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとなり、本市は、令和6年4月1日より前橋市保健センター内に「前橋市こども家庭センター」を設置しました。

それにより、母子保健と児童福祉に係る情報共有や、支援方針を検討する合同ケース会議の実施など、さらなる連携強化を図るとともに、社会福祉士等の配置などの専門的な支援体制の構築に向けた取組を行いました。

(1) 関係機関との連携と相談体制の強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などのために、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会」の取組を強化します。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応

児童虐待対応に関しては、迅速な対応の実施に向け、通告受理後48時間以内の目視を徹底するとともに、養育支援が必要と思われる家庭に対しても積極的に介入し、虐待の未然防止や養育環境の改善を図っていきます。

また、児童虐待予防事業として、ペアレント・トレーニングや出前講座等の実施を推進し、適切な係わり方、良好な親子関係の構築等についての周知・徹底を図ります。

事業名	事業展開	担当課
要保護児童対策地域協議会	■ 児童虐待の防止・予防・早期発見・対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化する。	こども支援課
家庭児童相談事業	■ 家庭児童福祉の向上を図るため相談・指導援助を実施する。	こども支援課
児童虐待への対応	■ 市民への児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、児童相談所をはじめ、関係機関や地域との連携を強化し、児童虐待の防止・予防、早期発見・対応を図る。	こども支援課
ほめて育てるコミュニケーショントレーニング（ほめトレ）	■ 良好な親子関係を築くためのコミュニケーションや、しつけを効果的に行うための方法を学ぶ。	こども支援課
親子の絆づくりプログラム ”赤ちゃんがきた！”（ＢＰ）	■ 初めて赤ちゃんを育てている母親を対象に、育児の喜びや困りごと、親としての迷いなどを話し合いながら、仲間づくりや子育てに必要な知識を学ぶ。 対象者・・・第１子（２～５か月児）とその母	こども支援課
ヤングケアラー訪問支援事業	■ ヤングケアラーのいる家庭に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや家事等の支援を実施することにより、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減する。	こども支援課
まえばし子ども見守り宅食事業	■ 養育に心配がありながら、自ら支援を求めていくことが困難で地域から孤立の恐れがある家庭に対し、食材等の配布を通じたこどもの見守り体制の強化を図る。	こども支援課

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

令和3年度群馬県ひとり親世帯等調査によると、本市の母子世帯は2,591世帯（一般世帯の1.83%）で、父子世帯は402世帯（一般世帯の0.28%）となっています。令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、全国の母子家庭の86.3%が就労しており、母自身の平均年収は272万円（うち就労収入は236万円）、父自身の平均年収は518万円（うち就労収入は496万円）となっています。また、生活保護を受給している母子世帯は9.3%、父子世帯は5%となっています。特に、母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど多くの問題を抱えている現状が見受けられます。

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育の確保策、経済的支援策など総合的な対策を適切に実施していくことが重要です。特に、就業支援の実施に当たっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるとともに、相談体制の充実や施策・取組に関する積極的な情報提供を図ります。

事業名	事業展開	担当課
母子・父子家庭等福祉医療費支給事業	- 母子家庭や父子家庭（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある場合は除く）などの医療費のうち保険診療の自己負担額を助成する医療費支給事業で、母子家庭の母や父子家庭の父の健康維持と児童の健全な育成を支援する。 - 対象者…所得税非課税者、所得制限基準額内である者で医療保険の加入者（被保険者、組合員及びそれらで医療保険の加入者（被保険者、組合員及びそれらの被扶養者）のうち - ア 母子・父子家庭（母又は父と満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童） - イ 父母のいない子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）	国民健康保険課
児童扶養手当支給事業	- ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進および児童の福祉の増進を図る。 - 対象者…父母が婚姻を解消した児童等の条件にあてはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を「監護している母」「監護し、かつ、生計を同じくしている父」「父母に代わってその児童を養育している者」	こども支援課

(ひとり親家庭等の自立支援の推進) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
自立支援教育訓練給付金	■ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を促進するため、あらかじめ指定した教育訓練講座の受講により、職業能力の開発を自主的に行い、資格取得を目指す者に対して、給付金を支給する。	こども支援課
高等職業訓練促進給付金等事業	■ 就職の際に有利かつ生活の安定に役立つ資格の取得を促進するため、技能習得中の母子家庭の母及び父子家庭の父に、一定期間給付金を支給する。	こども支援課
就業・自立支援事業	■ 個々のひとり親家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じた就業支援サービスの提供等を行うとともに、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員の配置等相談体制の整備や継続的生活指導を必要とする母子家庭の母及び父子家庭の父への支援を総合的に行う。	こども支援課
自立支援プログラム策定等事業	■ 母子家庭の母及び父子家庭の父の自立を促進するため、自立支援プログラム策定員を設置し、個々の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。	こども支援課
ひとり親家庭支援事業	■ ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ファミリー・サポート・センターを利用した際の利用料の一部を補助する。	こども支援課
母子・父子自立支援員の設置	■ 配偶者のいない者で現に児童を扶養している者及び寡婦の自立を支援し生活の安定と向上を図るため、相談に応じ、職業能力の向上及び求職活動を支援する。	こども支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	■ 母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の増進を図るため、貸付を行う。	こども支援課
災害遺児支援事業	■ 災害遺児の養育者に対し、手当を支給する。	こども支援課
母子生活支援施設への入所	■ 施設への入所により、母子の生活指導等を行い、自立促進の援助を実施する。	こども支援課
ひとり親家庭養育費確保支援事業	■ ひとり親家庭における養育費の安定的な確保及びこどもの貧困解消に向け、公正証書等作成費用及び保証会社と養育費に関する保証契約を締結した際の初回保証料を補助する。	こども支援課

3 障害児施策の充実等

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害を含む障害のあるこどもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくるためには、年齢や障害等、一人一人の希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。また、障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組や、障害等の早期発見・治療を図るための、妊婦や乳幼児の健康診査などを推進することが必要です。

このため、障害の早期発見・治療のための取組を充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援につなげることが重要です。

事業名	事業展開	担当課
特別支援教育推進事業	■ 障害のある児童生徒の教育的支援の体制を充実するために、特別支援学級助員等の臨時職員の配置、通級指導教室の運営のための相談・指導環境の整備、研修会等の開催による教職員の資質向上と市民啓発の促進等を行う。	教育支援課
障害児通所支援事業	■ 児童福祉法に基づいた障害児通所支援施設（児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援等）に対し給付支援を行う。	障害福祉課
医療的ケア支援事業	■ 医療的ケアを必要とする障害児に対し、看護師が配置されていない通所施設、作業所、保育所、学校等において、訪問看護師が経管栄養、痰の吸引、導尿等を行う。	障害福祉課
要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業	■ 介護者の負担軽減を目的として、医療的ケアを必要とする障害児に対し、訪問看護師が介護の一時的な代替（レスパイトケア）を行う。	障害福祉課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	■ 児童福祉法に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。	障害福祉課
自立支援医療費（育成医療）の支給	■ 18歳未満の障害のある児童又は疾病を放置すると将来障害を残すと認められる児童が、手術等により確実な治療効果が期待できる場合、その医療費の一部を支給する。	障害福祉課
難聴児補聴器購入等補助事業	■ 身体障害者手帳の該当とならない難聴児（18歳未満で両耳の聴力が30dB以上の児童）に対し、補聴器の購入・修理を補助する。	障害福祉課
障害児相談支援事業	■ 障害児及び家族等からの相談に応じ、地域において生活できるよう、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等と連携し、必要な支援を行う。	障害福祉課

(障害児施策の充実等) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
障害児相談支援事業	■ 障害児及び家族等からの相談に応じ、地域において生活できるよう、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等と連携し、必要な支援を行う。	障害福祉課
日中一時支援事業 (日帰りショートステイ)	■ 障害児等を一時的に事業所で預かることで日中の活動の場を提供し、見守りと社会適応のための日常的な訓練等を行う。	障害福祉課
日中一時支援事業 (登録介護者・サービスステーション事業)	■ 障害児等を介護している家族の負担軽減を目的とした事業で、障害児等を介護している保護者が病気・監護・冠婚葬祭などで介護できないとき、登録した介護者又は24時間対応型サービスステーションに委託できるもの。	障害福祉課
親の会の支援	■ 同じ障害のあるこどもの親の情報交換や交流の場を提供する。	こども支援課
発達相談	■ こども発達支援センターにおいて、こどもの発達(発達障害を含む)に関する相談や支援に関し、専門スタッフがこどもと家族へのサポートを行う。	こども支援課
障害児等への医療給付事業	■ 未熟児、小児慢性特定疾病児童及び重度心身障害をかかえるこどもに対し、医療費を助成する。	国民健康保険課・こども支援課・保健予防課

● その他の子育て施策等

事業名	事業展開	担当課
児童養護施設等入所児童自立支援事業	①児童養護施設等退所者自立生活支度金支給 ■ 児童養護施設等を退所、又は里親の措置委託解除後も家庭復帰が見込めず、かつ親族等からの援助も望めないため、公的援助のみでは自立生活準備費用の捻出が困難な場合について、自立生活を始める者に対し、自立支度金を支給する。 ②児童養護施設等就職および進学希望入所者自動車運転免許取得支援 ■ 児童養護施設等を退所、又は里親の措置委託解除後、就職又は進学により社会に巣立つ児童の自動車運転免許の取得を支援し、対象者の社会での自立や活動等の推進を図ることを目的とし、赤い羽根共同募金及び上毛新聞愛の募金等からの助成のみでは費用の捻出が困難な場合について、自動車運転免許の取得費用の一部を支援する。 なお、本事業は施設等から社会へ出るこどもたちへの自立支援を目的とした「タイガーマスク運動」をきっかけとして始まり、令和6年度時点における事業の財源は本市へのふるさと納税によるものとしている。	こども支援課

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育てや、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間をもつことで、健康で豊かな生活を送ることができる社会の構築が求められています。また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。

こうした中で、働く人の仕事と生活との両立を推進するために、子育て支援などの社会的基盤の整備や職場環境の改善、事業主及び勤労者の意識啓発など多面的に取り組めます。

事業名	事業展開	担当課
男女の雇用機会均等の周知	■ 企業等に対し、男女の雇用機会均等の周知を図る。	産業政策課
就職支援	■ ジョブセンターまえばしによるキャリアカウンセリングや各種講座、企業との交流会や就職面接会等の実施により、就職を支援する。 ■ 就労に向けた知識や技能、資格等の取得に向けた講座を実施する。 ■ 企業との交流会や就職面接会等において、必要に応じて保育コンシェルジュ等を派遣し、保育関係施設や放課後児童クラブの利用相談を行い、仕事と生活の両立を支援する。 ■ 児童扶養手当現況届時などの機会を使って、ひとり親家庭向けの就業相談窓口を開設する。	産業政策課・ こども施設課・ こども支援課
仕事と家庭の両立支援の啓発・普及	■ 男女共に子育てをしながら働くパパやママのために、仕事と家庭の両立を支援する施策や制度について、妊娠届出時などの機会を使って周知する。 ■ 職場環境の整備に取り組む企業に対して、奨励金制度を設け、両立支援制度の普及定着を推進する。	産業政策課・ こども支援課

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

前橋市こども家庭センターを設置したことにより、相談業務等の連携について一層の充実を図り円滑な支援へつなげるなど、前橋市こども家庭センターに集約されている、子育てに関する行政機能の強みを活かした推進体制により実施します。

2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せもつとともに、保護者の就労状況に関わらず、柔軟にこどもを受け入れられる施設です。また、既存の幼稚園等を活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

本市では子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設等により、地域のこどもを幼稚園と保育所（園）に区別せずとともに育てていくという幼保一体化の考えから、多くの民間幼稚園・保育園が認定こども園へ移行しました。

今後は、40ページに記載する「教育・保育施設の充実」の考え方に基づき、3歳未満児の受け皿増加につながる、長時間保育も実施する認定こども園への移行を、引き続き有効なものとしながらも、人口減少を考慮した整備をしなければなりません。

このため、移行の必要性については、希望する施設側と協議しながら、受け皿が不足する地区のニーズを考慮し、個別具体的に検討するものとします。

(2) 教育・保育、地域のこども・子育て支援事業の役割と必要性

① 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、地域のこどもを育てる子育て支援の拠点として、さらには地域の人的、物的資源や地域の力を活かした教育・保育を行うために、地域との連携を深めていくとともに、地域の子育て支援の核としての役割を担います。

また、特に配慮が必要なこどもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を果たします。

一方、少子化の進捗と施設の老朽化の状況を踏まえ、公立保育所の中長期的な基本方

針を定めた「前橋市公立保育所の再整備基本方針（令和5年2月）」に基づき、市内の施設が供給過剰とならないよう、公立保育所が保育関係施設全体の調整機能としての役割を果たし、統廃合による再整備に合わせて、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもの受入促進等、ニーズに対応できるような整備も促進します。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、一部の地域で不足する3歳未満児の保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、現代の多様化する保護者の保育ニーズに対応する質の高い教育・保育事業を提供します。

また、地域のこどもとこどもを育てる親に対し、専門的見地を用いてその育ちを支援します。

③ 全ての家庭への子育て支援の充実

相談・交流事業を通じて教育・保育施設の利用の有無に関わらず、全ての子育て家庭の多様なニーズに対応します。

また、国際化の進展に伴い、多様な言語・文化・価値観の中で育ってきたこどもが増加しています。このため、文化の多様性を尊重し、多文化共生の保育・教育を進めていくことが重要であり、市の外国人相談窓口や外国語によるリーフレットやホームページの活用など、全ての家庭が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報や相談を得やすい体制づくりに努めます。

（３）保育所（園）、認定こども園及び幼稚園と小学校等との連携方策

保育所（園）、認定こども園及び幼稚園と小学校が、それぞれの発達段階にふさわしい教育・保育により、それぞれの役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、市内を18の地区ブロックに分けて実施している「保幼小連携地区ブロック研修会」の充実を図り、連携の強化に努めます。その際、従来から市内に設置している「幼児教育センター」の「出前研修・出前相談」事業を有効活用し、幼児教育アドバイザー、指導主事等が保育所（園）、認定こども園及び幼稚園や小学校に出向き、保幼小連携に関する研修や相談に応じ、教員、保育士の支援を行います。

（４）幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

① 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

年間を通じて定期的に各職種や役割に応じた研修を主催し、公私・施設類型を超えた合同研修によりスキルアップや情報交換を行います。

なお、研修会は、公立、私立や各所管を問わず、市内全ての幼稚園、認定こども園、保育所（園）等の幼児教育・保育等の質の向上を目的として計画・立案し、研修内容については参加者からのアンケート等を参考資料とし、より現場のニーズを反映した、スキルアップに対して的確な研修となるように努めます。

また、こども家庭庁や群馬県・群馬県教育委員会を始め、各種関連団体が実施する分野別の研修については、研修情報の一元化や幅広い周知により、研修機会の確保に努めます。

② 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

適切な指導監査が実施できるよう、使用する資料や様式を定期的に見直すとともに、資料や様式は相当の期間をもって事前に教育・施設に提示し、提出を求めることで効率的な監査の実施に努めます。

③ 幼児教育アドバイザーの配置・活用

公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、学識経験者や児童福祉施設の運営経験者等、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者を「幼児教育アドバイザー」として配置します。

また、保育所（園）、認定こども園及び幼稚園や保護者の希望により相談に応じる（出前相談）ことはもとより、保育関係施設等の職場内での研修、保護者会や説明会など、保護者が集まる場所で研修会を実施する際に幼児教育アドバイザーを活用（出前研修）することを通じて、保幼小連携や幼児教育の質の向上を図ります。

④ 幼児教育センターの役割

第二期の事業計画期間に引き続き、幼児教育センターを活用し、幼児教育センターの実践園である公立幼稚園において、教育課程や指導計画のあり方の研究を深めます。さらに、教員一人一人の指導力向上を目指して、引き続き「計画訪問※₁」「市立幼稚園保育研修会※₂」を実施し、幼稚園教育要領に沿った保育・教育を市内の校園所に提案します。

また、保幼小の円滑な接続に向けて、未就学児童と就学児童の交流活動の充実及び教員の相互参観、情報交換などを推進します。

これにより、障害がある又は発達に心配のある幼児の保護者に対して、就学について

の不安や悩みについて一緒に考えたり、情報提供をしたりし、就学後の望ましい教育的支援を検討するとともに、小学校との情報共有を図り、スムーズな就学へつなげます。

※1 市立幼稚園に市教育委員会の指導主事等が出向き、教育内容を中心に指導・助言するもの

※2 市立幼稚園が民間保育関係施設等に公開保育を行い、市が目指す「幼稚園教育要領」を周知するもの

⑤ 幼児教育センターによる年間研修計画（例）

事業名	対象	講師	研修概要
保幼小研修会	保育関係施設の保育士、保育教諭等、及び幼稚園・小学校・特別支援学校の教員	大学教授等	講義 「保幼小の円滑な接続について ～学びの芽生えから自覚的な学びへ～」
保幼小連携地区ブロック研修会	保育関係施設の保育士、保育教諭等、及び幼稚園・小学校・特別支援学校の教員	幼児教育アドバイザー	授業（保育）参観・演習 「幼児期の学びを小学校につなげよう」
こども教育研修会	保育関係施設の保育士、保育教諭等、及び幼稚園・小学校・特別支援学校の教員	幼児教育アドバイザー	講義・演習 「保育などで活用しよう ～発達に応じた絵本とその役割～」
			講義・演習 こどもを語る会Ⅰ 「写真に写るこどもの姿から」
			講義 「こどもの人権を大切に保育」
			講義・演習 こどもを語る会Ⅱ 「保育者の役割 ～つなげよう、こどもの育ち～」
		大学教授等	講義 「乳幼児の人と関わるなかでの育ち合い、それを支える保育者の役割」
			講義 「こどもの育ちを支える保護者支援の在り方」
			講義 「気になるこどもたちへの理解と支援」
			講義 「主体的な遊びを支える環境構成」
幼稚園採用教員研修（プラザ研究研修）	保育関係施設の保育士、保育教諭等、及び幼稚園・小学校・特別支援学校の教員	幼児教育アドバイザー	講義・演習 子どもを語る会Ⅰ 「こどもの遊び ～主体的に遊ぶ子どもの姿から～」
			講義・演習 「ビデオカンファレンス」～多様な意見にふれる～
市立幼稚園保育研究会	保育関係施設の保育士、保育教諭等、及び幼稚園・小学校・特別支援学校の教員	幼児教育アドバイザー・幼児教育センター指導主事	公開保育、保育研究会により前橋市の教員・保育士・保育教諭の資質向上を図る。
出前研修 出前相談	幼稚園・保育所・保育園・認定こども園・公民館等	幼児教育アドバイザー・幼児教育センター指導主事	幼稚園・保育所・保育園・認定こども園・公民館等からの要望により、出向いて保育や研修のアドバイスをする。 ※要望に応じて随時開催

3 必要な事業の推進・計画の点検・評価や見直し

施策の実効性を確保し、計画を着実に推進するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要となります。このため、計画的な特定教育・保育施設等の施設整備や地域子ども・子育て支援事業など、必要な事業の推進を図るための別に定める個別計画の策定を進めるとともに、進捗状況の管理を行います。

具体的には、各年度における計画の実施状況等の把握・点検を行い、結果から現状の課題点等を導き出し、その後のより良い政策展開につなげることが重要です。また、必要に応じて事業の見直しの検討を行うなど、計画の着実な推進を目指します。

4 進捗状況の管理・点検の方法

進捗状況管理・点検を行う機関として、市民の代表や学識経験者等によって構成される「前橋市子ども・子育て会議」を活用し、子育て支援についての問題提起・提案を行います。

また、こども基本法第11条では、国や地方公共団体がこども施策を策定し、実施し、及び評価する場合、こども等の意見を聴き、反映する措置を講じることを規定しています。このことを受け、本計画の進捗状況管理・点検においても、こども等の意見を聴き、反映する取組を実施していきます。

資料編

■ 前橋市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、子ども・子育て支援事業計画の策定等について審議するため、前橋市社会福祉審議会条例により、保育・教育・福祉関係者や学識経験者の代表で構成される「前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(前橋市子ども・子育て会議)」を設置しています。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置づけられています。そのため、計画の実施状況について毎年度、点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、必要に応じて量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの検討を行い、計画の進捗管理をすることにより、その結果を地域の実情を反映したきめ細やかな子育て施策の実施に努めます。

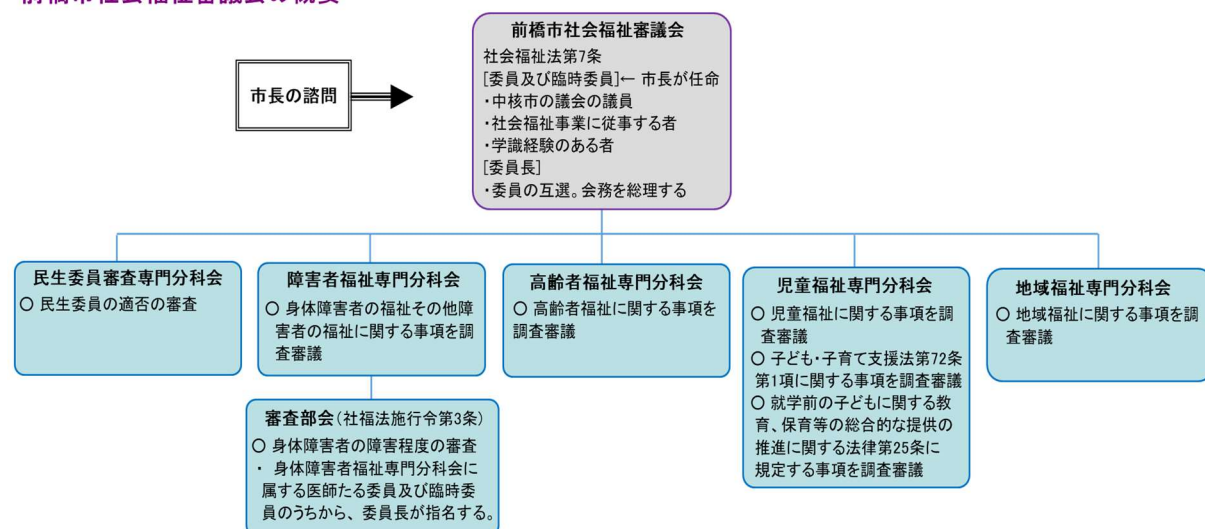
■ 子ども・子育て支援法（抜粋）

(市町村等における合議制の機関)

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

前橋市社会福祉審議会の概要



■ こどものまち前橋若者会議

令和5年4月に施行されたこども基本法第11条では、国や地方公共団体がこども施策を策定、実施及び評価する際、こども・若者等の意見を聴き、反映するために必要な措置を講ずることを規定しています。このことに基づき、本子ども・子育て支援事業計画や今後策定を目指すこども計画の検討等に当たって意見聴取を実施するため、大学生委員を中心とした「こどものまち前橋若者会議」を新たに設置しました。

こどものまち前橋若者会議での意見等は本計画への反映を検討するとともに、今後も様々なこども関連施策や計画における進捗評価、こども向け周知啓発イベント運営を行うなどの活動に取り組んでいきます。

■ こども基本法（抜粋）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育するも者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

1 第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

第二期事業計画の進行管理を行うとともに、第三期事業計画策定のため、前橋市子ども・子育て会議において審議・検討を重ね、多く意見や提言等をいただきました。今後も、前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会やこどものまち前橋若者会議をはじめ、広く市民の助言をいただきながら、市民本位の進行管理を目指します。

年月日	内容等
令和6年 5月31日	令和6年度 第1回 前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） ・児童福祉専門分科会の概要について ・第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた検討の進め方について ・前橋市こども基本条例の制定及び前橋市こども計画の策定に向けた検討の進め方について
令和6年 6月18日	令和6年度 第2回 前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） ・第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和6年 6月29日	第1回 こどものまち前橋若者会議 ・こどものまち前橋若者会議について ・今年度の取り組みについて
令和6年 10月23日	令和6年度 第3回 前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） ・第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る進捗状況報告 ・第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画に係る令和5年度実績報告
令和6年 12月9日	第5回 こどものまち前橋若者会議 ・第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画の策定について ※第2回はワークショップの事前会議、第3～4回はこども向けワークショップの開催
令和6年 12月25日	令和6年度 第4回 前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） ・第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和7年 1月14日 ～2月10日	第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメント（意見募集）
令和7年 3月4日 ※ 書面開催	令和6年度 第5回 前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） ・第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの実施結果について

2 前橋市社会福祉審議会条例（本則）

平成20年12月12日

条例第35号

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により設置する前橋市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 法第9条第1項の規定による臨時委員の任期は、3年以内とする。ただし、当該臨時委員に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は、解職されるものとする。

（平25条例46・一部改正）

（委員長及び副委員長）

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員が調査審議する特別の事項に関する審議会の会議又は議事については、当該臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

（専門分科会）

第6条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 法第11条第1項の規定により、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

(2) 障害者福祉専門分科会 法第11条第1項に規定する身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

(3) 児童福祉専門分科会 法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定により、同項各号に掲げる事務を処理し、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定により、同条に規定する事項を調査審議する。

(4) 高齢者福祉専門分科会 法第11条第2項の規定により、高齢者福祉に関する事項を調査審議する。

(5) 地域福祉専門分科会 法第11条第2項の規定により、地域福祉に関する事項を調査審議す

る。

- 2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第2条第1項及び第2項に定めるところによる。
- 3 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第6項において同じ。）の互選により定める。
- 5 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 6 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 7 前条の規定（民生委員審査専門分科会にあっては、第4項を除く。）は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（平25条例36・平26条例32・令2条例9・令5条例35・一部改正）

（審査部会）

第7条 令第3条第1項の規定により、障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、令第3条第2項に定めるところによる。
- 3 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 部会長は、審査部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 6 第5条の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市規則で定める。

3 前橋市社会福祉審議会条例施行規則

平成21年3月30日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市社会福祉審議会条例（平成20年前橋市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知)

第2条 委員長は、条例第5条第1項の規定により審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の傍聴)

第3条 委員長は、審議会の会議の傍聴の申出があったときは、審議会に諮って、当該申出に対する可否を決定するものとする。

2 委員長は、正常な会議の進行を確保するために必要があると認めるときその他相当の理由があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(議事録)

第4条 委員長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 審議会の会議に付した案件
- (4) 議事の内容

(専門分科会への準用)

第5条 前3条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」と読み替えるものとする。

(審査部会への準用)

第6条 第2条及び第4条の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「審査部会」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前橋市高齢者施策推進協議会運営規則（平成12年前橋市規則第39号）は、廃止する。

4 前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿

(令和6年度)

No.	所 属	氏 名	備 考
1	前橋市PTA連合会	田 村 身和子	
2	前橋市立保育所保護者会連絡協議会	香 山 美 幸	
3	前橋市私立幼稚園・認定こども園協会	内 田 達 也	
4	前橋市民生委員・児童委員連絡協議会	鳥 島 雅 彦	
5	前橋市青少年健全育成会連絡協議会	塚 本 茂 二	
6	連合群馬前橋地域協議会	木 暮 裕 作	
7	前橋市医師会	戸 所 誠	
8	前橋青年会議所	都 丸 貴 博	
9	(社福) 前橋あそか会	横 澤 伸 子	
10	前橋市私立保育園・認定こども園長連絡協議会	田 中 章 宏	
11	学校法人東京滋慶学園 埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校	森 静 子	専門分科会長
12	前橋市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	石 川 浩 二	
13	群馬大学共同教育学部	中 村 保 和	
14	前橋市幼保連携型認定こども園協会	守 山 俊 尚	

5 こどものまち前橋若者会議設置要綱

(設置)

第1条 こどもの笑顔があふれるこどものまちの実現を目指し、こども施策の推進に当たり、こどもや若者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくことを目的として、こどものまち前橋若者会議（以下「若者会議」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 若者会議は、次の活動を行うものとする。

- (1) 市こども基本条例の制定に向けた検討に係る助言、意見交換に関すること。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく市こども計画の策定に向けた検討に係る助言、意見交換に関すること。
- (3) 市こども基本条例や市こども計画の周知、推進に関すること。
- (4) こどもの意見表明機会や社会活動に参画する機会の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、こども施策の推進及び進捗状況の確認に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 若者会議は、委員10人以内をもって組織し、原則として30歳未満で、前橋市に在住、在学、在勤する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 若者会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、若者会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 若者会議は、必要があると認めるときに市長が招集する。

2 市長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 若者会議の庶務は、こども未来部こども支援課において処理する。

(報償)

第8条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、予算の範囲内で報償又はこれに相当するものを支給することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、若者会議の運営に関して必要な事項は、若者会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。

6 こどものまち前橋若者会議 委員名簿

(令和6年度)

No.	所 属	氏 名	備 考
1	共愛学園前橋国際大学	齋 藤 舞 奈	会 長
2	共愛学園前橋国際大学	二 上 愛 音	
3	群馬大学	林 萌 那	
4	群馬大学	佐 藤 湫太郎	副会長
5	群馬大学	大 畠 碧	
6	群馬大学	吉 野 涼	
7	前橋工科大学	村 田 壺 成	

第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発 行 前橋市

編 集 前橋市 こども未来部 こども施設課

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目 36-17

TEL 027-220-5705（直通）

市ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>

第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画



再生紙を利用しています